

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No | プラン<br>番号<br>ページ | 基本施策              | 関連施策の体系        | 主要施策                      | 施策の概要                                                                                                                                                                                                                                   | 実施部署及び連携機関 | 具体的な取組内容    | 令和7年度目標値                                                                                                                                                                                             | 令和7年度実績値                                        | 達成度                                                          | 令和7年度実施結果 | 次期計画への<br>方向性                                                                                                                                                                                                                                | 次期計画への方向性で選択した理由 |
|----|------------------|-------------------|----------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ①広報活動(情報提供)の充実            | 障がいのある人に配慮したホームページ(インターネット)・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」・「障がい福祉のしおり」の作成・配布に努めます。                                                                                                                                                                  | 企画部        | シティプロモーション課 | ①市ホームページでは、障がいのある人にもわかりやすい内容を目指すため、音声読み上げを意識したページ作成や、シンプルな表を作成するなど、アクセシビリティの向上を図ります。<br>②広報きさらづでは、紙面の背景色とテキスト色のコントラストを意識し、色覚の認識が難しい人に対する記事の見やすさの向上を図りました。また、視覚障がい者の方も広報きさらづで情報を取得できるよう、音訳CDを作成しています。 | ①随時実施<br>②12回発行                                 | ①随時実施<br>②12回発行                                              | B         | 市ホームページでは、障がいがある人にも伝わるページ作成を目指すため、音声読み上げに対応したページ作成をしました。また、ウェブアクセシビリティの向上を図るための職員研修を実施しました。<br>広報紙は予定通り年12回発行をし、視覚障がい者の方も情報を取得できるよう音訳CDを作成しました。                                                                                              | 維持               |
| 2  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ①広報活動(情報提供)の充実            | 障がいのある人に配慮したホームページ(インターネット)・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」・「障がい福祉のしおり」の作成・配布に努めます。                                                                                                                                                                  | 福祉部        | 障がい福祉課      | ①障がいの理解促進のため、随時広報やホームページ等でわかりやすい情報発信を行う。<br>②「障がい福祉のしおり」は障害者手帳交付時に必ず配布するとともに、随時内容を見直し更新する。                                                                                                           | ①随時実施<br>②随時見直しを実施                              | ①随時情報発信を実施<br>②随時見直しを実施                                      | B         | 障がいのある方々にも分かりやすく、アクセスしやすい情報提供を行うことを目指して実施いたしました。                                                                                                                                                                                             | 維持               |
| 3  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ①広報活動(情報提供)の充実            | 障がいのある人に配慮したホームページ(インターネット)・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」・「障がい福祉のしおり」の作成・配布に努めます。                                                                                                                                                                  | 議会事務局      | 議会事務局       | 障がい福祉施策に関する一般質問や議案審議の内容を掲載。                                                                                                                                                                          | 市議会だよりにて、障がい福祉施策に関する一般質問や議案審議の内容を掲載。            | 市議会だより発行業務を年4回実施。                                            | B         | 障がい福祉施策に関する一般質問や議案審議の内容の掲載に努めました。                                                                                                                                                                                                            | 維持               |
| 4  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ①広報活動(情報提供)の充実            | 障がいのある人に配慮したホームページ(インターネット)・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」・「障がい福祉のしおり」の作成・配布に努めます。                                                                                                                                                                  | 教育部・教育機関   | 図書館         | 広報・市議会だよりの音声デジンを貸し出している。                                                                                                                                                                             | 年5回                                             | CDの利用は0回だが、ホームページ上での利用の呼びかけは随時実施                             | C         | 広報・市議会だよりの音声デジンの貸し出しについては利用希望者はいませんでした。が、図書館で音声デジンの貸し出しを行っていること及びホームページ上でもその音声データが利用できることについて、広く呼びかけました。                                                                                                                                     | 維持               |
| 5  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ①広報活動(情報提供)の充実            | 障がいのある人に配慮したホームページ(インターネット)・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」・「障がい福祉のしおり」の作成・配布に努めます。                                                                                                                                                                  | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会     | 地域福祉の推進及び本会の実施事業について理解と協力を求めるため、広報紙を発行した。また、同時に視覚障がい者用福祉きさらづ音訳CDの郵送貸出を行った。<br>ホームページ及びXで新着情報、新設コーナー等の拡充を図り、福祉情報や施設の利用状況等を迅速に提供できるよう努めた。                                                              | 福祉きさらづ(年4回)発行声の広報作成配布                           | 福祉きさらづ(年4回)発行声の広報作成配布(10名)                                   | B         | 社協広報「福祉きさらづ」について毎月、視覚障がいのある方用に音訳CDを作成し貸し出しをしました。障がいのある方にも分かりやすい記事の提供に努めました。また、ホームページの「声の広報」コーナー設置に向けて準備を進めました。                                                                                                                               | 維持               |
| 6  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ②資料(情報)の収集・作成             | 多様化する障がいに関する様々な情報について、収集・資料作成などを実施します。                                                                                                                                                                                                  | 福祉部        | 障がい福祉課      | 障がい者に対する理解促進のため、障がい者に関するマークや障がい理解についてのちらしやポスター等を作成・掲示する。                                                                                                                                             | 随時実施                                            | ・12月の障害者週間イベントで、障がい理解について周知。                                 | B         | 障がい者理解に関するリーフレットをイベント時に配布することで、障がい者に対する理解を推進しました。                                                                                                                                                                                            | 維持               |
| 7  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ③「障害者週間」「人権週間」活動の充実       | 「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民への普及啓発に向けた活動を実施します。                                                                                                                                                                                                 | 福祉部        | 障がい福祉課      | 地域自立支援協議会啓発交流部会が主催する障害者イベント開催を支援する。                                                                                                                                                                  | イベント開催1回                                        | イベント開催1回(イオンモール)                                             | B         | 7月に市民総合福祉会館で四市の福祉事業所が集まるイベントを主催しました。また、12月の障害者週間イベントをイオンモールで実施し、啓発交流部会による障がい者支援施設販売会・展示会を行いました。また、権利擁護部会による点字や手話体験、身近にあるユニバーサルデザインを学ぶ普及啓発活動を行いました。                                                                                           | 維持               |
| 8  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ③「障害者週間」「人権週間」活動の充実       | 「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民への普及啓発に向けた活動を実施します。                                                                                                                                                                                                 | 市民協働部      | 地域共生推進課     | ①市内の小学5年生全児童、中学1年生と高校1年生の全生徒を対象に多様性の尊重に関する啓発資料を配布する。<br>②人権擁護委員や行政相談委員が市民からの苦情や困りごとを聴き、解決の促進を図る人権・行政合同特設相談を開催する。<br>③「千葉県子ども人権ポスター原画コンテスト」応募作品の中から選ばれた優秀作品の展示を行う。                                    | ①5000部配布予定<br>②令和7年12月8日実施予定<br>③令和7年12月上旬に実施予定 | ①4,786部配布(対象生徒全員に配布)<br>②令和7年12月8日実施<br>③令和7年11月28日～12月4日に実施 | B         | 市内の小学5年生全児童、中学1年生と高校1年生の全生徒を対象に多様性の尊重に関する啓発資料を配布し、理解促進に努めました。<br>市民の苦情や困りごとの解決促進を図るため、人権・行政合同特設相談を予定どおり実施しました。開催にあたっては、広報きさらづやSNSにより周知を図りました。<br>「千葉県子ども人権ポスター原画コンテスト」の優秀作品を展示し、市民の人権意識の普及啓発に努めました。加えて、WEBでの開催も実施し、会場に来られない方にも閲覧できる環境を整えました。 | 維持               |
| 9  | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ③「障害者週間」「人権週間」活動の充実       | 「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民への普及啓発に向けた活動を実施します。                                                                                                                                                                                                 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会   | 地域自立支援協議会啓発交流部会が障害者イベントを主催する。                                                                                                                                                                        | イベント開催1回                                        | イベント開催1回(イオンモール)                                             | B         | 12月の障害者週間イベントをイオンモールで実施し、啓発交流部会による障がい者支援施設販売会・展示会を行いました。また、権利擁護部会による点字や手話体験、身近にあるユニバーサルデザインを学ぶ普及啓発活動を行いました。                                                                                                                                  | 維持               |
| 10 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ④関係団体による推進活動の充実           | 障がい者団体が行う推進活動を支援します。                                                                                                                                                                                                                    | 福祉部        | 障がい福祉課      | ①地域自立支援協議会啓発交流部会が主催する障害者イベント開催を支援する。<br>②地域自立支援協議会に所属している当事者や障がい者団体の意見を基に支援策を検討、実施する。                                                                                                                | ①イベント開催1回<br>②随時実施                              | イベント開催1回(イオンモール)                                             | B         | ①7月に市民総合福祉会館で四市の福祉事業所が集まるイベントを主催しました。また、12月の障害者週間イベントをイオンモールで実施し、啓発交流部会による障がい者支援施設販売会・展示会を行いました。また、権利擁護部会による点字や手話体験、身近にあるユニバーサルデザインを学ぶ普及啓発活動を行いました。<br>②各専門部会で地域課題を共有し、支援策の検討を行いました。                                                         | 維持               |
| 11 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ④関係団体による推進活動の充実           | 障がい者団体が行う推進活動を支援します。                                                                                                                                                                                                                    | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会   | ①地域自立支援協議会啓発交流部会が障害者イベントを開催する。<br>②地域自立支援協議会に所属している当事者や障がい者団体の意見を基に支援策を検討、実施する。                                                                                                                      | ①イベント開催1回<br>②随時実施                              | イベント開催1回(イオンモール)                                             | B         | ①7月に市民総合福祉会館で四市の福祉事業所が集まるイベントを主催しました。また、12月の障害者週間イベントをイオンモールで実施し、啓発交流部会による障がい者支援施設販売会・展示会を行いました。また、権利擁護部会による点字や手話体験、身近にあるユニバーサルデザインを学ぶ普及啓発活動を行いました。<br>②各専門部会で地域課題を共有し、支援策の検討を行いました。                                                         | 維持               |
| 12 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ⑤地域自立支援協議会の広報活動の充実        | 木更津市地域自立支援協議会の活動内容を掲載し、障がいのある人が必要とする情報を得られるようホームページの内容充実を図ります。                                                                                                                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課      | 地域自立支援協議会啓発交流部会等と協働し、当該協議会のホームページの内容の見直しや随時更新するとともに、活動内容の周知について、ホームページ等を積極的に活用する。                                                                                                                    | 随時実施                                            | 障害者イベントの周知や実施結果についてホームページに掲載。                                | B         | 7月のふくしフェスタ、12月の障害者週間イベントの周知や実施結果についてホームページの更新を行いました。また、市公式LINEを用いてイベントの周知を行いました。                                                                                                                                                             | 維持               |
| 13 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ⑤地域自立支援協議会の広報活動の充実        | 木更津市地域自立支援協議会の活動内容を掲載し、障がいのある人が必要とする情報を得られるようホームページの内容充実を図ります。                                                                                                                                                                          | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会   | 地域自立支援協議会啓発交流部会等と協働し、当該協議会のホームページの内容の見直しや随時更新するとともに、活動内容の周知について、ホームページ等を積極的に活用する。                                                                                                                    | 随時実施                                            | イベントの周知や実施結果、及び市内の障がい福祉サービス事業所による製品販売についてホームページに掲載。          | B         | 新たに、市内の障がい福祉サービス事業所による製品販売についてホームページに掲載しました。                                                                                                                                                                                                 | 維持               |
| 14 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ⑥ちば障害者等用駐車区画利用証制度の推進      | 身体障がい者用駐車場など、障害者等用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット制度の利用促進を図り、周知・啓発に努めます。                                                                                                                                                                     | 福祉部        | 障がい福祉課      | 障害者手帳交付時に説明するとともに、広報きさらづ及び市ホームページに掲載し周知を図る。                                                                                                                                                          | ・HP掲載<br>・手帳交付時に説明<br>・広報掲載1回                   | ・HP掲載<br>・手帳交付時に説明<br>・広報掲載1回                                | B         | 広報きさらづ、市ホームページにて、制度に係る掲載を行い周知を図りました。                                                                                                                                                                                                         | 維持               |
| 15 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ⑦市職員に対する障がいのある人への理解の周知・啓発 | 市職員に対して、障がいのある人への理解に関する研修を行うとともに、障がいのある人に対する思いやりの心の醸成や理解の周知・啓発を図ります。                                                                                                                                                                    | 総務部        | 職員課         | 聴覚障がい疑似体験・手話研修の実施                                                                                                                                                                                    | 一部の部署だけでなく、すべての部署の職員を対象に実施                      | 未実施                                                          | F         | 例年は年度末に実施していたが、講師の調整等により時期が遅れ、次年度の5月に実施予定となったため、令和7年度においては実施しませんでした。                                                                                                                                                                         | 維持               |
| 16 | 55               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ⑦市職員に対する障がいのある人への理解の周知・啓発 | 市職員に対して、障がいのある人への理解に関する研修を行うとともに、障がいのある人に対する思いやりの心の醸成や理解の周知・啓発を図ります。                                                                                                                                                                    | 福祉部        | 障がい福祉課      | 職員課主催の職員研修を支援し、障がいへの理解の促進及び配慮や対応力の向上に努める。                                                                                                                                                            | 1回                                              | 1回                                                           | B         | 市職員に対し、職員手話研修会を実施し、障がいのある人への配慮や理解の周知・啓発をいたしました。                                                                                                                                                                                              | 維持               |
| 17 | 56               | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進 | ⑧障がいに関するシンボルマークなどの周知・啓発   | 障がいについて分かりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮がされるよう、周知・啓発を図ります。<br>ヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援学校や就労支援事業所などで活用方法を周知し、緊急時の活用を促進します。<br>ヘルプマークの周知を図る一環として、使用方法を工夫するなどの取組を検討します。<br>障がいへの理解をさらに促進するため、アートとのコラボにより木更津デザイン版のヘルプマークなどの作成を検討します。 | 福祉部        | 障がい福祉課      | 地域自立支援協議会啓発交流部会と協働して検討や実施を行う。<br>①障害者イベントにおけるシンボルマーク、ヘルプマーク、ヘルプカードに関する周知啓発を実施する。<br>②さらなる周知啓発方法や緊急時の活用について検討する。<br>③アートとのコラボによる木更津デザイン版のヘルプマーク等の作成を検討する。                                             | ①障害者イベントにて周知1回<br>②随時実施<br>③随時実施                | ①障害者イベントにて周知1回<br>②随時実施<br>③ヘルプシールの作成について検討                  | B         | ①12月の障害者週間イベントをイオンモールで実施し、シンボルマーク、ヘルプマーク・カードに関する周知啓発を行いました。<br>②業務の中で、随時、ヘルプマーク・カードの周知を実施しました。<br>③外見ではわかりづらくても援助や配慮を必要としている方が活用できるように、ヘルプシールの作成について検討しました。                                                                                  | 維持               |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No | ページ | 基本施策              | 関連施策の体系              | 主要施策                                 | 施策の概要                                                                                                                                                                                                                                   | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                                                                                                                | 令和7年度目標値                                                                               | 令和7年度実績値                                                                                                                                   | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                                             | 次期計画への方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由 |
|----|-----|-------------------|----------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------|
| 18 | 56  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進       | ⑧障がいに関するシンボルマークなどの周知・啓発              | 障がいについて分かりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮がされるよう、周知・啓発を図ります。<br>ヘルプマーク・ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援学校や就労支援事業所などで活用方法を周知し、緊急時の活用を促進します。<br>ヘルプマークの周知を図る一環として、使用方法を工夫するなどの取組を検討します。<br>障がいへの理解をさらに促進するため、アートとのコラボにより木更津デザイン版のヘルプマークなどの作成を検討します。 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会啓発交流部会と協働して検討や実施を行う。<br>①障害者イベントにおけるシンボルマーク、ヘルプマーク、ヘルプカードに関する周知啓発を実施する。<br>②さなる周知啓発方法や緊急時の活用について検討する。<br>③アートとのコラボによる木更津デザイン版のヘルプマーク等の作成を検討する。 | ①障害者イベントにて周知1回<br>②随時実施<br>③随時実施                                                       | ①障害者イベントにて周知1回(イオンモール)<br>②随時実施<br>③各専門部会において検討を行った。                                                                                       | B   | ①障害者週間イベントにおけるシンボルマーク、ヘルプマーク・カードに関する周知啓発を実施しました。<br>②新規手帳取得者に対し、ヘルプマーク・カードの周知をいたしました。<br>③外見ではわかりづらくても援助や配慮を必要としている人が活用できるような具体的な援助や配慮を周りに知らせることができるシールの作成について検討しました。 | 維持        |                  |
| 19 | 56  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (1)理解を深める活動の推進       | ⑨投票所における配慮                           | 投票所において、案内方法や投票設備の設置など、障がいのある人に配慮した投票環境の充実を図るとともに、移動に支援が必要な人に配慮したバリアフリー化に努めます。                                                                                                                                                          | 選挙管理委員会    | 選挙管理委員会   | ①投票支援カードの設置<br>②拡大鏡の設置<br>③車いすの設置<br>④簡易スロープの設置<br>⑤その他(投票所入場券送付用に音声コード付き封筒を導入)<br><br>【参考】投票所数<br>期日前:3投票所<br>当日:39投票所                                 | ①期日前:全投票所、当日:全投票所<br>②期日前:全投票所、当日:全投票所<br>③期日前:全投票所、当日:14投票所<br>④当日:9投票所<br>⑤すべての選挙で導入 | ①期日前前投票所及び当日全投票所へ設置<br>②期日前前投票所及び当日全投票所へ設置<br>③期日前前投票所及び当日15投票所へ設置<br>④簡易スロープの設置が必要となる3投票所へ設置<br>⑤令和7年度執行した全ての選挙において投票所入場券送付用に音声コード付き封筒を導入 | B   | ③車いすの設置については、令和7年度目標値より1投票所多く設置し、その他目標についても達成しました。<br>今後も障がい者に寄り添った投票所作りに努めてまいります                                                                                     | 維持        |                  |
| 20 | 57  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (2)福祉教育の充実           | ①学校などにおける福祉教育の推進                     | 教育機関における福祉教育を継続的に行います。<br>学校職員などに対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。<br>障がいのあるなしにかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画実施するなど、インクルーシブ教育を推進します。                                                | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①学校における教育活動全体を通じ、人権、福祉に対する意識の啓発を図る。<br>②特別支援学校と連携し、居住地交流を実施する。                                                                                          | ①随時実施<br>②備考欄に記入                                                                       | ①随時実施<br>②小学校10校(17名)<br>中学校2校(6名)                                                                                                         | C   | 学校における教育活動全体を通じ、人権、福祉に対する意識の啓発を図りました。                                                                                                                                 | 維持        |                  |
| 21 | 57  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (2)福祉教育の充実           | ①学校などにおける福祉教育の推進                     | 副読本の活用や福祉体験学習など、障がい特性を理解するためのプログラムを導入提供し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図ります。                                                                                                                                                            | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 市内小中学校、地域団体等への福祉教育機会を提供し、障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図った。                                                                                                     | 小・中学校30校、団体等は随時                                                                        | 小・中学校27校、延30回2団体等にて実施                                                                                                                      | C   | 小中学校27校、団体等2団体において、副読本の活用や福祉体験学習など、障がい特性を理解するためのプログラムを導入提供し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図りました。                                                                      | 維持        |                  |
| 22 | 57  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (2)福祉教育の充実           | ②社会教育などにおける人権や障がいのある人への理解に関する学習機会の充実 | 社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解に関する学習機会(公民館などの利用)の充実を図ります。                                                                                                                                                                                       | 教育部・教育機関   | 生涯学習課     | 年に一度、木更津市人権教育研修会を開催し、相互に基本的人権を尊重できる社会を実現するための理解を深める機会とする。                                                                                               | 参加者40名                                                                                 | 参加者12名                                                                                                                                     | E   | 人権教育研修会は講師にリパティ法律事務所弁護士朝妻理恵子氏を呼び、『大人のためのいじめ予防授業～いじめの理解と保護者支援者のかかわり方～』というタイトルで、2月24日午後2時から午後4時に中央公民館第1会議室で人権教育研修会を開催しました。                                              | 維持        |                  |
| 23 | 57  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (2)福祉教育の充実           | ②社会教育などにおける人権や障がいのある人への理解に関する学習機会の充実 | 人権行政合同相談の実施や小中学校への人権教室・人権講話の開催などを継続的に行います。                                                                                                                                                                                              | 市民協働部      | 地域共生推進課   | ①毎週月曜日開催の人権・行政合同相談、年3回開催の人権・行政合同特設相談を実施する。<br>②小中学校への人権教室・人権講話を実施する。                                                                                    | ①相談件数80件<br>②参加者数800人                                                                  | ①相談件数77件<br>②参加者数514人                                                                                                                      | C   | 毎週月曜日に人権・行政合同相談(59件)及び年3回開催の人権・行政合同特設相談(18件)を実施し、市民の悩み事や困りごとの解消に努めました。<br>小中学校を対象とした人権教室・人権講話では、『いじめ』をテーマにした講話を行い、人権感覚や人権意識の基礎を培うことができました。                            | 維持        |                  |
| 24 | 58  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (3)交流・ふれあいの拡充        | ①地域活動における日常的な交流の充実                   | 日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各自治体などの様々な行事の企画を支援します。<br>心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。                                                                                                                                                  | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | ボランティアの紹介を通して、行政や各自治体などの行事企画を支援するとともに、交流やふれあいの機会を作った。                                                                                                   | 随時                                                                                     | 第18回きさらづ福祉まつりの開催(年間1回)                                                                                                                     | C   | 第17回きさらづ福祉まつりを開催、「つなごろう木更津」のテーマのもと若若男女、障がいのある方ない方等500名が集い、“交流の場”として住民同士のつながりを築く機会を創出しました。                                                                             | 維持        |                  |
| 25 | 58  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (3)交流・ふれあいの拡充        | ②障がいのある人の社会参加促進                      | 各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置などに対する支援を行います。<br>各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。                                                                                                                                            | 福祉部        | 障がい福祉課    | ①障がいのある人の交流活動等への支援として、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を実施する。<br>②地域自立支援協議会啓発交流部会と協働して障がいのある人へのわかりやすい情報伝達に努める。                                                        | ①手話通訳派遣事業251件/年<br>要約筆記者派遣事業34件/年<br>②適宜実施                                             | ①手話通訳派遣事業339件/年<br>要約筆記者派遣事業24件/年<br>②適宜実施                                                                                                 | B   | ①手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を実施しました。<br>②障害者週間イベントの周知など、わかりやすい内容となるよう努めました。                                                                                                   | 維持        |                  |
| 26 | 58  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (3)交流・ふれあいの拡充        | ②障がいのある人の社会参加促進                      | 各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置などに対する支援を行います。<br>各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。                                                                                                                                            | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会啓発交流部会を中心として障がいのある人へのわかりやすい情報伝達に努める。                                                                                                           | 適宜実施                                                                                   | 適宜実施                                                                                                                                       | B   | 手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を実施した。<br>また、イベント等の周知では、各団体へのチラシの配布の他に、広報紙や市公式LINEなどのSNSを活用し、わかりやすい内容となるよう努めた。                                                                     | 維持        |                  |
| 27 | 58  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (3)交流・ふれあいの拡充        | ③交流活動への支援の充実                         | 開催場所や開催に係る情報提供など、障がい者関係団体や地域団体などによる交流活動への支援を行います。                                                                                                                                                                                       | 福祉部        | 障がい福祉課    | 地域自立支援協議会啓発交流部会が主催する障害者イベントの開催を支援する。                                                                                                                    | イベント開催1回                                                                               | イベント開催1回(イオンモール)                                                                                                                           | B   | 地域自立支援協議会、関係事業所と連携し、障がい者支援施設販売会をイオンモールで行いました。                                                                                                                         | 維持        |                  |
| 28 | 58  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (3)交流・ふれあいの拡充        | ③交流活動への支援の充実                         | 開催場所や開催に係る情報提供など、障がい者関係団体や地域団体などによる交流活動への支援を行います。                                                                                                                                                                                       | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 市民総合福祉会館及びボランティアセンターの掲示板や社会福祉協議会の広報やホームページ等のソーシャルメディアを活用し、障がい者関係団体や地域団体などによる交流活動の開催場所や開催に係る情報提供などを実施した。                                                 | 随時                                                                                     | 随時                                                                                                                                         | B   | 福祉まつりをコロナ禍以前のスタイルに戻し、福祉会館にて様々な団体に呼びかけ交流の場を作りました。<br>ボランティアの紹介を通して、行政や各自治体などの行事企画を支援するとともに、交流やふれあいの機会を作りました。                                                           | 維持        |                  |
| 29 | 58  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (3)交流・ふれあいの拡充        | ③交流活動への支援の充実                         | 開催場所や開催に係る情報提供など、障がい者関係団体や地域団体などによる交流活動への支援を行います。                                                                                                                                                                                       | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会啓発交流部会が障害者イベントを主催する。                                                                                                                           | イベント開催1回                                                                               | イベント開催2回(市民総合福祉会館、イオンモール)                                                                                                                  | B   | 啓発交流部会において、関係事業所と連携し、市民総合福祉会館で近隣四市の福祉事業所の説明会、イオンモールで障がい者支援施設販売会を行いました。                                                                                                | 維持        |                  |
| 30 | 59  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進 | ①ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実             | 市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。                                                                                                                                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課    | 広報やHP、関連するチラシの配布等を通じて周知を図る。                                                                                                                             | 随時実施                                                                                   | 窓口でのチラシ配布等周知に努めた。                                                                                                                          | C   | 関連するチラシを窓口に置いて、周知を図りました。                                                                                                                                              | 維持        |                  |
| 31 | 59  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進 | ①ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実             | 市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。                                                                                                                                                                               | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 社会福祉協議会の広報やホームページ等のソーシャルメディアを活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供を図った。                                                                                          | 広報紙4回発行、SNSは随時発信                                                                       | 広報紙「福祉きさらづ」4回発行、SNSは随時発信                                                                                                                   | B   | 市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供を実施しました。                                                                                                              | 維持        |                  |
| 32 | 59  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進 | ①ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実             | ボランティア参加の窓口を明確にし、市民に周知活動を行います。                                                                                                                                                                                                          | 市民協働部      | 市民活動支援課   | 市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」にて、広報紙やSNS等を通じて、市民活動に関する情報提供を行う。                                                                                                   | 広報紙月1回<br>SNS・HP随時                                                                     | 広報紙月1回<br>SNS・HP随時                                                                                                                         | B   | 施設広報紙「ラボ通信」を月1回発行しました。また、市民活動支援センターの主催事業や登録団体の主催事業をHP、Instagramにて広報したことにより、市民活動が活発となり、新規登録団体が7団体となりました。                                                               | 維持        |                  |
| 33 | 59  | 1 みんなが理解し合えるまちづくり | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進 | ②市民各層のボランティア活動の促進                    | 市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。                                                                                                                                                                       | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図った。<br>①福祉教育ボランティア養成研修会 ②ボランティア養成研修会(傾聴基礎・傾聴フォローアップ)                                                                     | ①1回②随時                                                                                 | 福祉教育ボランティア養成研修会1回、傾聴ボランティア基礎研修会1回実施                                                                                                        | B   | 市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図りました。                                                                                                    | 維持        |                  |

第6次きさづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No | フロン<br>ティア<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系               | 主要施策                            | 施策の概要                                                                                                          | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                                       | 令和7年度目標値                                                                | 令和7年度実績値                                                                | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                      | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由                                                 |
|----|-------------------|--------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 34 | 59                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進  | ②市民各層のボランティア活動の促進               | ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。                                                                                   | 市民協働部      | 市民活動支援課   | 市民活動支援センター「きさづみらいラボ」にて、ボランティアの参加機会となる自主事業や組織化等を支援する相談会を行う。                     | 専門家による相談会年1回<br>スタッフによる相談・自主事業随時                                        | 専門家による相談会年1回<br>スタッフによる相談・自主事業随時                                        | B   | 市民活動支援センターのスタッフが市民活動やボランティアに関する相談を33件受け、新規登録団体が7団体となりました。                                                                                      | 維持            |                                                                  |
| 35 | 59                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進  | ③障がいのある人のボランティア活動(ピア・サポート活動)の促進 | 障がいのある人自らが同じ立場で障がいのある人を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)の参加促進のため、研修会などの周知を図ります。                                          | 福祉部        | 障がい福祉課    | 千葉県が実施する研修会等について広報等を活用して周知を図る。                                                 | 随時実施                                                                    | 窓口でのチラシ配布等周知に努めた。                                                       | C   | 課内に当事者である聴覚障害者相談員が勤務しており、当事者に寄り添った支援を行いました。                                                                                                    | 維持            |                                                                  |
| 36 | 59                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進  | ④ボランティア・NPO活動の活性化               | ボランティアの育成機能や調整機能の充実を促進します。                                                                                     | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | ボランティア登録、調整、相談機能の充実を図った。                                                       | ボランティア登録数2,800名、延べ活動数5,600件                                             | ボランティア登録数4,141名、延べ活動数22,301件                                            | A   | ボランティアの育成機能や調整機能の充実を促進しました。                                                                                                                    | 維持            |                                                                  |
| 37 | 59                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進  | ④ボランティア・NPO活動の活性化               | 今後、支援が求められる障がいのある人に、より充実した支援が受けられるようボランティア・NPO活動を推進するため、研修会などの周知を図ります。                                         | 福祉部        | 障がい福祉課    | 千葉県が実施する研修会等について広報等を活用して周知を図る。                                                 | 随時実施                                                                    | メール等で案内するなどの周知に努めた。                                                     | C   | 研修会については、メール等で案内するなど、周知に努めました。また、NPO法人が運営している地域活動支援センターⅢ型事業所に補助金を支出しました。                                                                       | 維持            |                                                                  |
| 38 | 59                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (4)ボランティア活動やNPO活動の推進  | ④ボランティア・NPO活動の活性化               | ボランティアやNPO相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。                                                                      | 市民協働部      | 市民活動支援課   | 市民活動支援センター「きさづみらいラボ」にて、団体交流会やコミュニティカフェ等を開催し、市民や団体相互の交流を図る。                     | 団体交流会年1回<br>コミュニティカフェ月5回                                                | 団体交流会年1回<br>コミュニティカフェ月5回<br>市民協働事業等年10回                                 | B   | 「市民活動を継続していくために」や「地域課題」をテーマにした登録団体向けの交流会を開催し、共通の悩みを共有、解決方法を話し合うことで団体同士の交流を促進しました。また、チラシ作成や海岸清掃プログラムなど、団体と市民等の交流プログラムを実施し、ネットワーク化を促進しました。       | 維持            |                                                                  |
| 39 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ①地域の見守り・助け合い活動など小地域での福祉活動の促進    | 地域の住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会※、自治会などによる小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。                                                | 福祉部        | 福祉相談課     | 民生委員・児童委員の欠員解消に向け、自治会に候補者の選任を依頼するほか、退職する市職員に募集チラシを配布するなど多方面に働きかけを行う。           | 充足率100%                                                                 | 充足率82.2%                                                                | C   | 広報紙・市ホームページへの掲載、回覧チラシの配布に加え、新たに市公式LINEとXを活用して民生委員・児童委員の活動内容や役割を広く周知するとともに、委員の募集を実施しました。                                                        | 維持            |                                                                  |
| 40 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ①地域の見守り・助け合い活動など小地域での福祉活動の促進    | 地域の住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会※、自治会などによる小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。                                                | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 市内小中学校、地域団体等による福祉教育の実践を通し、小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図った。                          | 小・中学校30校、団体等は随時                                                         | 小・中学校27校、延30回2団体等に実施                                                    | B   | 市内小中学校、地域団体等による福祉教育の実践を通し、小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図りました。                                                                                        | 維持            |                                                                  |
| 41 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ①地域の見守り・助け合い活動など小地域での福祉活動の促進    | 地域での見守り活動を推進します。                                                                                               | 福祉部        | 高齢者福祉課    | 見守りタブレット貸与や、高齢者見守りネットワークの普及に努め社会が「さりげない見守り」がある社会を創出します。                        | ネットワーク 49事業者                                                            | ネットワーク 48事業者                                                            | B   | 協力的事業者から通報を受けた場合には、地域包括支援センターや民生委員と協力し安否確認を行い、その後、関係機関で協力し支援を行った。<br>協力的事業者へ高齢者等見守りキーホルダーや認知症見守りシールのパンフレットを送付し、見守り活動に活用していただくよう周知した。           | 維持            |                                                                  |
| 42 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化       | 市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。                                                        | 福祉部        | 福祉相談課     | 市社協と連携し、コミュニティソーシャルワーク事業の充実に努め、市社協のネットワークを活用して、各事業者等への連携を促進する。                 | 常時連携                                                                    | 常時連携                                                                    | B   | 課題解決に向け、報告・連絡・相談を実施し、常時連携して取り組みました。                                                                                                            | 維持            |                                                                  |
| 43 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化       | 市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。                                                        | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 企業・団体等の社会貢献活動の取り組みに対し、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などとの連携調整を通して、地域福祉活動を推進を図った。         | 随時                                                                      | 年1回の開催<br>12法人参加                                                        | B   | 市内社会福祉法人に声掛けをして行政も交えて意見交換会を実施した。それぞれの法人の立場から現在行っている地域活動の報告や地域貢献として何が出来るか等の意見交換を行い、地域福祉活動の推進を図りました。                                             | 維持            |                                                                  |
| 44 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ③地域の様々な社会資源の有効活用                | 市内各地域の様々な公共施設や空き店舗など、障がいのある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。<br>地域に住んでいる有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。 | 福祉部        | 障がい福祉課    | ①障がい者支援施設が実施する販売会等が、公共施設等を活用できるよう支援する。<br>②相談支援従事者研修の地域実習の受け入れを行い、福祉人材の確保に努める。 | ①朝日庁舎、イオンモール<br>②初任者研修10人<br>現任者研修5人                                    | ①朝日庁舎、イオンモール<br>②初任者研修10人<br>現任者研修2人                                    | B   | ①障がい者支援施設の食品や作品が販売できるよう市内の販売場所の提供や障害者週間に合わせてイオンモールでの販売会を実施しました。<br>②千葉県相談支援従事者研修の実地研修を行ない、地域の相談支援専門員の育成に努めました。                                 | 維持            |                                                                  |
| 45 | 60                | 1 みんなが理解し合えるまちづくり  | (5)地域福祉の基盤づくりの推進      | ④地域課題の解決                        | 障がい福祉に関する地域の課題について地域自立支援協議会において協議します。                                                                          | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会の各専門部会において、研究課題等のテーマを明確にし、対応策や改善策の協議・検討等を行う。                          | 就労生活支援部会4回<br>こども部会4回<br>権利擁護部会5回<br>居住支援部会4回<br>安心安全部会3回<br>啓発交流部会5回   | 就労生活支援部会4回<br>こども部会4回<br>権利擁護部会4回<br>居住支援部会5回<br>啓発交流部会4回               | B   | 各専門部会において様々な地域課題について協議しました。                                                                                                                    | 維持            |                                                                  |
| 46 | 61                | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ①生活習慣病予防・介護予防対策の推進              | 障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。                                                                               | 健康づくり部     | 健康推進課     | 生活習慣改善を目的とした特定健康診査、若年期健康診査等の受診後、対象者に応じた保健指導を行い、疾患の早期治療、健康の維持増進に繋がります。          | ・若年期健康診査後保健指導率95.2%<br>・(特定健康診査後)重症化予防保健指導実施率85.0%                      | ・若年期健康診査後保健指導率95.2%<br>・(特定健康診査後)重症化予防保健指導実施率80.4%                      | C   | 健康診査受診後の保健指導については、指導の実施状況を進捗管理し、対象者の状況に応じて適切な時期に実施できるよう、計画的に取り組みました。                                                                           | 維持            | 生活習慣病の予防は、将来的な人工透析の回避にもつながることから、市の取組として引き続き重要な課題であり、本事業は継続としました。 |
| 47 | 61                | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ①生活習慣病予防・介護予防対策の推進              | 障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。                                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課    | 障がいのある人の生活習慣病が重度化しないよう、必要に応じて受診勧奨や受診援助等の支援を行う。                                 | 適宜実施                                                                    | 適宜受診勧奨などを実施。                                                            | B   | 相談業務の中で必要とする人に情報提供を行いました。                                                                                                                      | 維持            |                                                                  |
| 48 | 61                | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ①生活習慣病予防・介護予防対策の推進              | 高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。                                                        | 福祉部        | 高齢者福祉課    | 要支援要介護認定となった原因疾患についての資料を反映させながら、介護予防教室等の介護予防事業を推進します。                          | 介護予防教室の参加者数5,100人<br>(自立生活体操＋高齢者の食と運動の元氣アップ教室の参加者数)                     | 介護予防教室の参加者数6,544人<br>(自立生活体操＋高齢者の食と運動の元氣アップ教室の参加者数)                     | A   | 筋力アップ体操サークル立ち上げ支援の際に本市における要介護・要支援の原因疾患を説明し、継続に向けた動機付けを行いました(1回)。<br>筋力アップ体操サークルへ理学療法士派遣(34回)、はり・きゅう、マッサージ師等による体力測定と健康講話(34回)、通いの場合歯科衛生士派遣(30回) | 維持            |                                                                  |
| 49 | 61                | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ①生活習慣病予防・介護予防対策の推進              | 高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。                                                        | 福祉部        | 介護保険課     | 介護保険制度への理解・啓蒙を図るため、介護保険窓口用パンフレット「あんしん介護保険」を配布し情報発信を行う。                         | 発行部数 5000部                                                              | 発行部数 3500部                                                              | C   | 介護保険制度への理解・啓蒙を図るため、介護保険窓口用パンフレット「あんしん介護保険」を配布し、情報発信を行いました。                                                                                     | 維持            |                                                                  |
| 50 | 61                | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ②医療費の給付                         | 重度障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。                                                                  | 福祉部        | 障がい福祉課    | 重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療精神通院及び精神障害者医療費助成制度の活用を勧め、助成を行う。                           | ①重度心身障害者医療費助成制度 延1,650件<br>②自立支援医療精神通院 実2,440件<br>③精神障害者医療費助成制度 実2,580件 | ①重度心身障害者医療費助成制度 延1,490件<br>②自立支援医療精神通院 実2,506件<br>③精神障害者医療費助成制度 実2,454件 | C   | 重度医療、精神医療費の助成を行いました。                                                                                                                           | 維持            |                                                                  |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系               | 主要施策                   | 施策の概要                                                                                                 | 実施部署及び連携機関 | 具体的な取組内容   | 令和7年度目標値                                                                                                                                                                            | 令和7年度実績値                                                                                                                                | 達成度                                                                                                                 | 令和7年度実施結果                    | 次期計画への<br>方向性                                                                                                                                                                                            | 次期計画への方向性で選択した理由 |                                                                               |
|----|------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 51 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ③安心して利用できる地域医療         | 障がいのある人が必要な医療を受けられるように支援します。                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課     | 障がいのある人の個別支援において、必要に応じて医療機関との連絡調整や、受診援助等の支援を行う。                                                                                                                                     | 適宜実施                                                                                                                                    | 適宜支援を実施。                                                                                                            | B                            | 必要に応じて医療機関との連絡調整や受療援助を行いました。                                                                                                                                                                             | 維持               |                                                                               |
| 52 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ④在宅療養生活の支援             | 障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。                        | 福祉部        | 障がい福祉課     | 地域自立支援協議会等の活動を通じ関係機関の連携強化を図る。                                                                                                                                                       | 適宜実施                                                                                                                                    | 適宜連携を図った。                                                                                                           | B                            | 重層的支援体制整備事業に係る支援調整会議等に出席し連携強化に努めました。                                                                                                                                                                     | 維持               |                                                                               |
| 53 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ④在宅療養生活の支援             | 在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課     | 地域自立支援協議会等の活動を通じ関係機関の連携強化を図る。                                                                                                                                                       | 適宜実施                                                                                                                                    | 適宜連携を図った。                                                                                                           | B                            | 保健・医療・福祉の多職種による関係者間の情報共有や連携強化を図りました。                                                                                                                                                                     | 維持               |                                                                               |
| 54 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ④在宅療養生活の支援             | 在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。                                                          | 福祉部        | 高齢者福祉課     | 在宅での療養生活支援のため、保健・医療・福祉の多職種による在宅医療・介護連携推進協議会により連携強化を進めます。                                                                                                                            | 協議会3回開催<br>部会12回開催<br>多職種連携研修会1回開催                                                                                                      | 協議会3回開催<br>部会12回開催<br>多職種連携研修会1回開催                                                                                  | B                            | 保健・医療・福祉の多職種による在宅医療・介護連携推進協議会において、関係者間の情報共有や連携強化を図りました。                                                                                                                                                  | 維持               |                                                                               |
| 55 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑤リハビリテーション体制の充実        | 障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする生活能力向上のための訓練の充実を図ります。                                                        | 福祉部        | 障がい福祉課     | 障害福祉サービスの自立訓練(機能訓練)の利用促進を図る。                                                                                                                                                        | 実16人/月                                                                                                                                  | 実13人/月                                                                                                              | C                            | 身体障害者リハビリセンター「あくていぶ」による自立訓練の充実を図りました。                                                                                                                                                                    | 維持               |                                                                               |
| 56 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑤リハビリテーション体制の充実        | 介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。                                                   | 福祉部        | 高齢者福祉課     | 「住民主体の通いの場」の参加者に対して、リハビリ専門職の指導を行う地域リハビリテーション活動支援事業を実施します。                                                                                                                           | 「住民主体の通いの場」へのリハビリテーション専門職等の派遣回数 90回                                                                                                     | 「住民主体の通いの場」へのリハビリテーション専門職等の派遣回数 98回                                                                                 | A                            | 筋力アップ体操サークル立ち上げ支援の際に本市における要介護・要支援の原因疾患を説明し、継続に向けた動機付けを行いました。(1回)<br>住民主体の通いの場に、地域リハビリテーション活動支援事業及び地域介護予防活動支援事業でリハビリ専門職の派遣指導を実施しました。(理学療法士派遣68回)<br>住民主体の通いの場等に、介護予防普及啓発事業で歯科衛生士の派遣指導を実施しました。(歯科衛生士派遣30回) | 維持               |                                                                               |
| 57 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑥精神保健福祉事業の推進           | 心の健康に対する予防対策を推進します。<br>思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談支援を推進します。                                         | 健康づくり部     | 健康推進課      | ①「睡眠・休養」等の大切さに関する啓発資料を作成し、健康診査、健康相談、健康教育等にて活用すると共に、SNS等により情報発信する。<br>②市民の多岐にわたる健康不安への支援として健康相談を行ない、必要時、専門機関による支援につなげる。                                                              | ①各種事業で資料の活用、SNSでの情報発信の実施<br>②適時実施                                                                                                       | ①市ホームページにて「健康と睡眠」について情報掲載、睡眠の大切さに関する啓発資料作成<br>②訪問での相談 79件<br>面接相談 1,039件<br>電話相談 420件<br>メール・郵送での相談 3件<br>計1,541件実施 | C                            | ①睡眠の大切さに関する普及啓発資料について「健康ささらづ21推進連絡会議」を通じて作成し、関係各課等から意見を集約し、修正を行いました。「睡眠の大切さ」に関する、成人向け及び小中学生向けの啓発資料を作成し、庁内事業や市内小中学校、イベント、ホームページ等で活用することで健康づくりの普及啓発を図りました。<br>②健康に関する相談に対して、訪問、電話、面接等で適時対応しました。            | 維持               | 心の健康の維持・増進については、近年その重要性が一層重視されており、心の不調が病気や障害として顕在化する前に予防的な取組を行うことは、市としても重要です。 |
| 58 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑥精神保健福祉事業の推進           | 心の健康に対する予防対策を推進します。<br>思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談支援を推進します。                                         | 福祉部        | 福祉相談課      | 障がい福祉課や関係機関と連携をとり、本人や家族からの相談に応じ、支援を行う。                                                                                                                                              | 新規相談件数200件                                                                                                                              | 新規相談件数189件                                                                                                          | B                            | 生活困窮者自立相談支援事業にて広く生活に困りごとや生きづらさを抱えている方の相談支援を行い、本人が安定した生活が送れるよう関係機関と連携し支援を行いました。                                                                                                                           | 維持               |                                                                               |
| 59 | 61               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑥精神保健福祉事業の推進           | 心の健康に対する予防対策を推進します。思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談支援を推進します。                                             | 福祉部        | 障がい福祉課     | 地域自立支援協議会等の活動を通じ関係機関の連携強化を図り、相談支援を推進する。                                                                                                                                             | 適宜実施                                                                                                                                    | 適宜連携を図った。                                                                                                           | B                            | 随時、関係機関と連携をとり、本人や家族からの相談に応じて支援を行いました。                                                                                                                                                                    | 維持               |                                                                               |
| 60 | 62               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑦精神障がいにも対応したケアシステムの構築  | 退院・退所した精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、相談支援事業及び行政などの関係機関が連携した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図ります。 | 福祉部        | 障がい福祉課     | 君津地区四市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議の活動を通じ、増加傾向にある精神障がいを抱える者への対応力の向上に努める。                                                                                                             | 3回開催/年                                                                                                                                  | 3回開催/年                                                                                                              | B                            | 5月、9月、1月の年3回会議を実施し、君津地区四市の地域移行支援利用者の成果報告を実施しました。成果目標に達していない原因や長期入院患者の実情などを話し合いました。                                                                                                                       | 維持               |                                                                               |
| 61 | 62               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑦精神障がいにも対応したケアシステムの構築  | 医療機関と連絡会などを設け、地域移行の可能な人の把握や今後の支援方法などを検討し、適切な地域移行・地域定着の取組を促進します。                                       | 福祉部        | 障がい福祉課     | 君津地区四市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議において、地域移行支援や地域定着支援のサービス利用者が増加するよう対策を検討する。<br>①精神障がい者の地域移行支援<br>②精神障がい者の地域定着支援                                                                     | ①精神障害者の地域移行支援 実1人/年<br>②精神障害者の地域定着支援 実0人/年                                                                                              | ①精神障害者の地域移行支援 実2人/年<br>②精神障害者の地域定着支援 実0人/年                                                                          | B                            | ①措置入院からの地域移行支援を1件、長期入院からの地域移行支援を1件実施しました。措置入院からの移行支援の対象者については、退院後はグループホームへ入居いたしました。<br>②対象者はいませんでした。                                                                                                     | 維持               |                                                                               |
| 62 | 62               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑧アルコールなど依存症患者への支援      | アルコール・薬物・ギャンブルなど依存症の発症・進行・再発の各段階に応じ、関係機関と連携しながら防止・回復に努めます。                                            | 福祉部        | 障がい福祉課     | 君津地区四市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議の活動を通じ、増加傾向にある精神障がいを抱える者への対応力の向上に努める。                                                                                                             | 3回開催/年                                                                                                                                  | 3回開催/年                                                                                                              | B                            | 庁内の関係課及び保健所、福祉サービス機関と連携を取りながら実施しました。                                                                                                                                                                     | 維持               |                                                                               |
| 63 | 62               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (1)保健・医療・リハビリテーションの推進 | ⑧アルコールなど依存症患者への支援      | アルコール・薬物・ギャンブルなど依存症の発症・進行・再発の各段階に応じ、関係機関と連携しながら防止・回復に努めます。                                            | 君津健康福祉センター | 君津健康福祉センター | 精神保健福祉相談や訪問指導を通じ、専門性や広域での連携や調整が必要な事項について、市や医療機関等の支援機関との連携を図り受療援助、社会復帰支援を実施する。                                                                                                       | 継続実施                                                                                                                                    | 継続実施                                                                                                                | C                            | 精神保健福祉相談や訪問指導を通じ、専門性や広域での連携や調整が必要な事項について、市や医療機関等の支援機関との連携を図り受療援助、社会復帰支援を実施しました。                                                                                                                          | 維持               |                                                                               |
| 64 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実        | ①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供 | 障害者総合支援法に基づく「居宅介護(ホームヘルプサービス)」や「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「同行援護」の障害支援区分に応じたサービスの提供を行います。               | 福祉部        | 障がい福祉課     | 本人の状況やニーズに合わせた障害福祉サービスを提供する。<br>①居宅介護<br>①居宅介護 4,109時間/月、実155人/月<br>②重度訪問介護 80時間/月、実2人/月<br>③行動援護 10時間/月、実1人/月<br>④同行援護 1,050時間/月、実40人/月<br>⑤生活介護 7,272人日/月、実338人/月<br>⑥療養介護 11人日/月 | ①居宅介護 4,534時間/月、実163人/月<br>②重度訪問介護 363時間/月、実2人/月<br>③行動援護 0時間/月、実0人/月<br>④同行援護 740時間/月、実37人/月<br>⑤生活介護 6,450人日/月、実329人/月<br>⑥療養介護 9人日/月 | B                                                                                                                   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。 | 維持                                                                                                                                                                                                       |                  |                                                                               |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系        | 主要施策                       | 施策の概要                                                                                                                                                              | 実施部署及び連携機関 | 具体的な取組内容   | 令和7年度目標値                                                                                                                                                                                                                                                                               | 令和7年度実績値                                                                                                                                                                                                                                               | 達成度                                 | 令和7年度実施結果                                                                                   | 次期計画への<br>方向性                                                                                                                               | 次期計画への方向性で選択した理由 |  |
|----|------------------|--------------------|----------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|
| 65 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供    | 障害者総合支援法に基づき、日中活動サービスとして「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「自立生活援助」及び「共同生活援助(グループホーム)」を提供します。                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課     | 本人の状況やニーズに合わせた障害福祉サービスを提供する。<br>①自立訓練(機能訓練)<br>125人日/月、実16人/月<br>②自立訓練(生活訓練)<br>60人日/月、実4人/月<br>③就労移行支援<br>400人日/月、実20人/月<br>④就労継続支援(A型)<br>542人日/月、実26人/月<br>⑤就労継続支援(B型)<br>3,609人日/月、実193人/月<br>⑥就労定着支援<br>53人日/月、実20人/月<br>⑦共同生活援助<br>実217人/月<br>⑧自立生活援助<br>実2人/月                   | ①自立訓練(機能訓練)<br>124人日/月、実13人/月<br>②自立訓練(生活訓練)<br>94人日/月、実6人/月<br>③就労移行支援<br>347人日/月、実22人/月<br>④就労継続支援(A型)<br>973人日/月、実49人/月<br>⑤就労継続支援(B型)<br>4,560人日/月、実277人/月<br>⑥就労定着支援<br>16人日/月、実16人/月<br>⑦共同生活援助<br>実239人/月<br>⑧自立生活援助<br>実0人/月                   | B                                   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。                                                                | 維持                                                                                                                                          |                  |  |
| 66 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進 | 障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します(「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援(手話通訳派遣等)」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業)。 | 福祉部        | 障がい福祉課     | 本人の状況やニーズに合わせた地域生活支援事業を提供する。<br>①理解促進研修・啓発事業<br>実施有<br>②自発的活動支援事業<br>実施有<br>③成年後見制度利用支援<br>実15人/年<br>④手話奉仕員養成研修<br>修了者実11人/年<br>⑤相談支援<br>実施箇所数5箇所<br>⑥コミュニケーション支援<br>285件/年<br>⑦日常生活用具給付等<br>延4,658件/年<br>⑧移動支援<br>実91人/月、5,250時間/年<br>⑨地域活動支援センター<br>Ⅰ型延35人/月<br>Ⅱ型延0人/月<br>Ⅲ型延242人/月 | ①理解促進研修・啓発事業<br>実施有<br>②自発的活動支援事業<br>実施無<br>③成年後見制度利用支援<br>実12人/年<br>④手話奉仕員養成研修<br>修了者実10人/年<br>⑤相談支援<br>実施箇所数5箇所<br>⑥コミュニケーション支援<br>363件/年<br>⑦日常生活用具給付等<br>延3,890件/年<br>⑧移動支援<br>実69人/月、5,453時間/年<br>⑨地域活動支援センター<br>Ⅰ型延18人/月<br>Ⅱ型延0人/月<br>Ⅲ型延233人/月 | B                                   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。                                                                | 維持                                                                                                                                          |                  |  |
| 67 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進 | 障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します(「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援(手話通訳派遣等)」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業)。 | 福祉部        | 福祉相談課      | 成年後見制度利用の申立てができる4親等以内の親族がいないなど、申立てが困難となっている方に対して、市長申立てを行う。<br>また、成年後見制度を利用する際に発生する、成年後見人等への報酬について、支払うことが困難な方に対して、助成金を支給する。                                                                                                                                                             | 助成件数(15件)                                                                                                                                                                                                                                              | 報酬助成件数 12件                          | C                                                                                           | 知的障害・精神障害のある方で後見人等への報酬の支払いが困難な方に対し、報酬助成を行いました。                                                                                              | 維持               |  |
| 68 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ④在宅の難病患者などに対する支援           | 保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。                                                                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課     | 難病患者の状況に応じ、提供可能なサービスを提供する。                                                                                                                                                                                                                                                             | 適宜実施                                                                                                                                                                                                                                                   | 適宜実施                                | B                                                                                           | 庁内の関係課及び福祉サービス機関と連携を取りながら実施しました。                                                                                                            | 維持               |  |
| 69 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ④在宅の難病患者などに対する支援           | 保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。                                                                                                                          | 君津健康福祉センター | 君津健康福祉センター | ①難病患者の医療費の負担軽減を図るため、国で定めた「指定難病」に係る医療費の一部助成を行う。<br>②疾病等に対する不安を抱え、療養生活を整える必要がある患者及び家族に対し、保健所保健師等による訪問指導等を実施し、医療機関等の支援機関との連携を図り適切に支援を行う。                                                                                                                                                  | ①継続実施<br>②継続実施                                                                                                                                                                                                                                         | ①継続実施<br>②継続実施                      | C                                                                                           | ①難病患者の医療費の負担軽減を図るため、国で定めた「指定難病」に係る医療費の一部助成を行いました。<br>②疾病等に対する不安を抱え、療養生活を整える必要がある患者及び家族に対し、保健所保健師等による訪問指導等を実施し、医療機関等の支援機関との連携を図り適切に支援を行いました。 | 維持               |  |
| 70 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ⑤発達障がいのある人への総合的な支援策の検討     | 発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。                                                                                                                                           | 教育部・教育機関   | 学校教育課      | 児童生徒の発達段階に応じた支援を行うために、特別な支援が必要な児童生徒に対し、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成するよう各学校へ働きかける。                                                                                                                                                                                                          | 市校長会議・特別支援教育コーディネーター研修会において作成及び適切な活用について依頼                                                                                                                                                                                                             | 市校長会議・特別支援教育コーディネーター研修会において作成を依頼した。 | C                                                                                           | 学校における教育活動全体を通し、人権、福祉に対する意識の啓発を図りました。                                                                                                       | 維持               |  |
| 71 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ⑤発達障がいのある人への総合的な支援策の検討     | 発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。                                                                                                                                           | こども未来部     | こども発達支援課   | 各種発達支援事業を通じて、子どもとその保護者からのニーズを把握を行い、支援策の実施について検討します。                                                                                                                                                                                                                                    | 随時実施                                                                                                                                                                                                                                                   | 随時実施                                | C                                                                                           | 保育・教育機関を通じた相談窓口の認知が進み、保護者・所属先・行政が情報共有し、包括的な支援に努めました。                                                                                        | 維持               |  |
| 72 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ⑤発達障がいのある人への総合的な支援策の検討     | 発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。                                                                                                                                           | こども未来部     | こども保育課     | 各種発達相談事業において、養育環境が気になる家庭を把握した場合、関係機関への連絡・相談を行い、速やかに対応します。                                                                                                                                                                                                                              | 適宜実施                                                                                                                                                                                                                                                   | 適宜実施                                | C                                                                                           | 施設訪問等により関係機関との顔の見える関係性を構築し、相談のしやすさが向上しました。これにより、養育環境が気になる場合の早期連絡・対応につながりました。                                                                | 維持               |  |
| 73 | 63               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (2)在宅福祉サービスの充実 | ⑥適切かつ迅速な苦情解決               | 事業者に対して、事業の透明性を図る目的から、第三者評価機関への受審や第三者委員会の設置を促し、苦情などに適切かつ迅速な対応を図るよう求めています。                                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課     | 障がいのある人やその家族から苦情などの相談があった場合は、障がい福祉サービス事業者に対し、迅速な対応を求めると共に、第三者評価機関や第三者委員会への受審を勧める。                                                                                                                                                                                                      | 適宜実施                                                                                                                                                                                                                                                   | 適宜実施                                | B                                                                                           | 苦情に関する相談に応じ、適宜事業者との連絡調整を実施した。                                                                                                               | 維持               |  |
| 74 | 64               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (3)居住支援の充実     | ①障害者総合支援法に基づく施設入所支援などの充実   | 障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、生活ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。<br>日中サービス支援型グループホームを通じて、施設などに入所している障がいのある人の地域移行を促進します。                                     | 福祉部        | 障がい福祉課     | 本人の状況やニーズに合わせた居住支援サービスを提供する。<br>①共同生活援助<br>実217人/月<br>②施設入所支援<br>実94人/月<br>③自立生活援助<br>実2人/月<br>④地域移行支援<br>実3人/月<br>⑤地域定着支援<br>実2人/月                                                                                                                                                    | ①共同生活援助<br>実239人/月<br>②施設入所支援<br>実108人/月<br>③自立生活援助<br>実0人/月<br>④地域移行支援<br>実2人/月<br>⑤地域定着支援<br>実0人/月                                                                                                                                                   | B                                   | 中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」のグループホーム等支援ワーカーや相談支援専門員等と連携し、グループホーム等に入居希望のある人に対し、本人に合った住まいの提供に努めました。 | 維持                                                                                                                                          |                  |  |
| 75 | 64               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (3)居住支援の充実     | ②一般住宅の確保の支援                | 公営住宅への入居や新たな住宅セーフティネット制度の活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保を図ります。                                                                                                  | 都市整備部      | 住宅課        | ①住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報共有を関係各課と行う。<br>②市営住宅の維持管理に係る除草業務の一部を就労継続支援事業B型事業所に委託する。                                                                                                                                                                                                            | ①随時実施<br>②委託契約予定件数1件                                                                                                                                                                                                                                   | ①随時情報発信を実施<br>②委託契約件数1件             | B                                                                                           | ①住宅セーフティネット制度に関する情報提供に努めました。<br>②市営住宅の維持管理に係る除草業務の一部を就労継続支援B型事業所に委託しました。                                                                    | 維持               |  |
| 76 | 64               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (3)居住支援の充実     | ③住宅改修の支援                   | 地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう、住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。                                                                                                 | 福祉部        | 障がい福祉課     | 住宅改修の必要な人に地域生活支援事業における居宅生活動作補助用具(住宅改修)を支給する。                                                                                                                                                                                                                                           | 居宅生活動作補助用具(住宅改修)4件/年                                                                                                                                                                                                                                   | 居宅生活動作補助用具(住宅改修)1件/年                | D                                                                                           | 日常生活用具給付等事業において住宅改修費の支援を行いました。                                                                                                              | 維持               |  |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系       | 主要施策                 | 施策の概要                                                                                                       | 実施部署及び連携機関 | 具体的な取組内容 | 令和7年度目標値                                                                                          | 令和7年度実績値                                              | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                                          | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由                                                                                                              |
|----|------------------|--------------------|---------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 77 | 64               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (3)居住支援の充実    | ④居住支援体制の充実           | 住まいに関する相談など(地域移行支援・地域定着支援)に対して、解決できるよう一緒に考えます。地域生活支援拠点等※の充実に努めます。                                           | 福祉部        | 障がい福祉課   | 住まいに関する問題が解決できるようサービスを提供する。<br>①地域移行支援<br>②地域定着支援<br>③地域生活支援拠点登録事業所                               | ①地域移行支援 実3人/月<br>②地域定着支援 実2人/月<br>③地域生活支援拠点登録事業所 59箇所 | B   | 基幹相談支援センターを中心として、地域生活が行えるよう住まいに関する相談支援に努めました。<br>地域生活拠点等整備事業の協力事業所の拡大のため勧奨通知を送付し、新たに5事業所の協力が得られました。                                                                | 維持            |                                                                                                                               |
| 78 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ①虐待防止など人権に関する啓発の推進   | 障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。                                                                    | 福祉部        | 障がい福祉課   | ①虐待防止についてホームページの掲載やポスター掲示などを活用し、啓発を行う。<br>②障害者イベントなどにおいて、地域自立支援協議会権利擁護部会と協働して権利擁護に関する啓発活動を検討実施する。 | ①随時実施<br>②障害者イベント1回(イオンモール)                           | B   | 虐待防止に関するポスターの掲示や、障害者週間に実施した障がい者支援施設販売会において、虐待防止・啓発のウェットティッシュを配布し、周知啓発を図りました。                                                                                       | 維持            |                                                                                                                               |
| 79 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ①虐待防止など人権に関する啓発の推進   | 障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。                                                                    | こども未来部     | こども家庭支援課 | ①サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修会を開催します。<br>②支援方針を検討・共有するための関係者会議を適宜実施します。                      | ①研修会(年1回開催)<br>②適宜実施                                  | C   | 児童発達支援センターの中核機能を活用し、児童通所支援事業所間での情報共有や研修を継続して実施しました。あわせて、学校との連携強化を図るため、顔の見える関係性の構築を目的とした研修を実施し、関係機関間の連携促進に努めました。                                                    | 維持            |                                                                                                                               |
| 80 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | 福祉部        | 障がい福祉課   | 虐待を疑われる事案があった際は、早期に関係機関と連携し、対応策を検討する。                                                             | 適宜実施                                                  | B   | 虐待を疑われる事案があれば関係機関と連携し、必要に応じて現地調査を行うなど、迅速な対応に努めました。<br>また、地域自立支援協議会権利擁護部会において事例検討を実施しました。                                                                           | 維持            |                                                                                                                               |
| 81 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | 福祉部        | 高齢者福祉課   | 適宜、関係機関と連絡を図り早期対応、連携の整備を行います。<br>R5年度に高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げ、定期的に個別事例検討会、ケース会議を開催します。                 | 代表者会議 1回開催<br>個別事例検討会 6回開催<br>個別ケース会議 適宜              | B   | 木更津市高齢者虐待防止ネットワークにて、関係機関と連携を図り適切な支援を行いました。代表者会議 1回、個別事例検討会 6回開催、個別ケース会議 随時開催しました。                                                                                  | 維持            |                                                                                                                               |
| 82 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | 福祉部        | 介護保険課    | 運営指導や集団指導を通じて、市内事業所に対し、虐待防止に関する取組みについての周知徹底を図る。                                                   | 運営指導 25事業所/年<br>集団指導 1回/年                             | C   | 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対して、集団指導及び運営指導を計画的に実施しました。                                                                                                                 | 維持            |                                                                                                                               |
| 83 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | こども未来部     | こども家庭支援課 | 月に一回木更津市要保護児童対策地域協議会 実務者会議を実施し、児童相談所や警察及び医療機関等の関係機関と情報共有や連携を図ります。                                 | 12回実施                                                 | B   | 要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、関係機関同士で要支援児童等を早期に把握し、情報共有や役割分担にて迅速な対応、連携を図りました。                                                                                                 | 維持            |                                                                                                                               |
| 84 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | 健康づくり部     | 健康推進課    | 乳幼児健康診査や各種教室、窓口等において、養育環境が気になる家庭を把握した場合、関係機関への連絡・相談を行い、速やかに対応いたします。                               | 適時実施                                                  | C   | 乳幼児健康診査や各種教室、窓口等において、養育環境が気になる家庭を把握した場合、関係機関への連絡・相談を行い、速やかに対応しました。                                                                                                 | 維持            | 虐待早期発見のため、引き続き母子保健事業等で速やかに対応を行います。                                                                                            |
| 85 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | こども未来部     | こども発達支援課 | 各種発達相談事業において、養育環境が気になる家庭を把握した場合、関係機関への連絡・相談を行い、速やかに対応します。                                         | 適宜実施                                                  | C   | 施設訪問等により関係機関との顔の見える関係性を構築し、相談のしやすい方向性となりました。これにより、養育環境が気になる場合の早期連絡・対応につながりました。                                                                                     | 維持            |                                                                                                                               |
| 86 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。                               | 教育部・教育機関   | 学校教育課    | ①木更津市要保護対策地域協議会実務者会議に出席し、現況を把握する。<br>②市スクールソーシャルワーカーの学校巡回を実施し、教職員を通した児童生徒支援を行う。                   | ①随時参加<br>②備考欄に記入                                      | C   | 各学校の現況を把握し、随時実施しました。                                                                                                                                               | 維持            |                                                                                                                               |
| 87 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 「こども家庭センター」において、関係機関と情報共有、役割分担をし、協働で支援します。                                                                  | こども未来部     | こども家庭支援課 | 統括支援員を中心に、子育て支援課と健康推進課で情報共有し、随時、関係機関とも情報共有しながら協働で支援します。                                           | 随時実施                                                  | B   | 母子保健部門との連携として、合同ケース会議では特定妊婦の決定だけでなく、気になる妊産婦に対しても共有し、家庭訪問等を共同で取り組みました。                                                                                              | 維持            |                                                                                                                               |
| 88 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 「こども家庭センター」において、関係機関と情報共有、役割分担をし、協働で支援します。                                                                  | 健康づくり部     | 健康推進課    | 児童福祉部門と情報共有や支援が必要と思われる家庭は統括支援員に相談し、合同ケース会議の実施、必要時サポートプランの作成を行い、関係機関と協働で支援いたします。                   | 適時実施                                                  | C   | 妊娠届出時の面接や各保健指導を通じて把握した情報からアセスメントし、必要に応じてこども家庭センター内で情報共有を図りました。また、関係機関との情報共有や連携が必要なケース等においては合同ケース会議にて役割を分担する等し支援の方向性を共有しました。サポートプランについては、支援が必要なケースの状況に合わせ必要時作成しました。 | 維持            | 複雑化する妊娠・出産・子育てに関する環境の背景から、関係機関が連携して切れ目ない支援を継続的に実施していくことが重要となっています。こども家庭センターの母子保健部門と児童福祉部門が情報共有し関係機関を巻き込んで連携しながら支援していくことが必要です。 |
| 89 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ②虐待などへの的確な対応のための体制強化 | 障害者虐待防止センターにおいて虐待の事実確認、立入調査、措置(一時保護、後見審判請求)などを実施します。                                                        | 福祉部        | 障がい福祉課   | 虐待を疑われる事案があった際は、必要に応じて現地調査や一時保護などをなるべく早期に実施する。                                                    | 適宜実施                                                  | B   | 虐待を疑われる事案があれば関係機関と連携し、必要に応じて現地調査を行うなど、迅速な対応に努めました。<br>また、地域自立支援協議会権利擁護部会において事例検討を実施しました。                                                                           | 維持            |                                                                                                                               |
| 90 | 66               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ③日常生活自立支援事業の推進       | 知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。                        | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会  | 知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談の受付。福祉サービスの利用援助や日常的な財産管理サービス等の支援実施。                      | 契約件数15件                                               | A   | 相談対応、アセスメント、千葉県社会福祉協議会の承認を経て、32名の方と新規契約いたしました。                                                                                                                     | 維持            |                                                                                                                               |
| 91 | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ④権利擁護体制の確立           | きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知、成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の推進を図ります。<br>市民後見人養成講座を定期的に開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化を図ります。 | 福祉部        | 福祉相談課    | 権利擁護人材の育成、成年後見制度の広報・啓発活動、成年後見制度に関する総論・支援体制の構築を図る。                                                 | 市民向け成年後見制度研修会1回<br>出前講座5件                             | C   | 依頼を受け出前講座を1回開催しました。<br>市民向け成年後見制度研修会は3年ごとに開催予定であり、次回は令和9年度に実施予定です。                                                                                                 | 維持            |                                                                                                                               |
| 92 | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ④権利擁護体制の確立           | きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知、成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の推進を図ります。<br>市民後見人養成講座を定期的に開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化を図ります。 | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会  | きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知、成年後見制度利用に係る相談受付。法人後見受任、市民後見人の監督人受任等。                                  | 法人受任5件<br>監督人受任2件                                     | B   | 新たに1件の法人後見の受任をいたしました。また、法人受任してありました2件について、市民後見人に引き継ぎ、社会福祉協議会は監督人に就任いたしました。                                                                                         | 維持            |                                                                                                                               |
| 93 | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進 | ⑤差別解消に向けた取組          | 差別解消に向けた取組を推進します。<br>障害者差別解消法について、市民の関心・理解を高め、合理的配慮が適切に提供されるよう、周知・啓発活動の取組を強化します。                            | 福祉部        | 障がい福祉課   | 差別解消に向けて地域自立支援協議会権利擁護部会と協働してイベント等の機会を活用し、周知啓発活動を実施する。                                             | 適宜実施                                                  | B   | 障害者週間に実施したイベントにおいて、チラシを作成し、合理的配慮について周知啓発をいたしました。                                                                                                                   | 維持            |                                                                                                                               |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>番号<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系                    | 主要施策                                           | 施策の概要                                                                                                                                                                    | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                                                                                                                     | 令和7年度目標値                                                                              | 令和7年度実績値                                                                              | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                                                       | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由         |
|-----|------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------|
| 94  | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (4)人権・権利擁護の推進              | ⑤差別解消に向けた取組                                    | 差別解消に向けた取組を推進します。<br>障害者差別解消法について、市民の関心・理解を高め、合理的配慮が適切に提供されるよう、周知・啓発活動の取組を強化します。                                                                                         | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 差別解消に向けて地域自立支援協議会権利擁護部会を中心としてイベント等の機会を活用し、周知啓発活動を実施する。                                                                                                       | 適宜実施                                                                                  | イベントでの周知1回(イオンモール)<br>ホームページでの周知啓発                                                    | B   | 障害者週間に実施したイベントにおいて、チラシを作成し、合理的配慮について周知啓発をいたしました。また、ホームページにて、障害者差別解消法について周知啓発を実施いたしました。                                                                                          | 維持            |                          |
| 95  | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (5)経済的支援の充実                | ①各種福祉手当の支給                                     | 在宅の障がいのある人に対する各種福祉手当を支給します。                                                                                                                                              | 福祉部        | 障がい福祉課    | 在宅の障がい者に対し、法令等に基づき、各種福祉手当を支給する。<br>①特別障害者手当<br>②障害児福祉手当<br>③特別児童扶養手当<br>④重度心身障害者福祉手当<br>⑤木更津市心身障害児福祉手当                                                       | ①特別障害者手当120人<br>②障害児福祉手当85人<br>③特別児童扶養手当200人<br>④重度心身障害者福祉手当85人<br>⑤木更津市心身障害児福祉手当172人 | ①特別障害者手当123人<br>②障害児福祉手当93人<br>③特別児童扶養手当238人<br>④重度心身障害者福祉手当78人<br>⑤木更津市心身障害児福祉手当158人 | B   | 法令に基づき、各種福祉手当を支給しました。                                                                                                                                                           | 維持            |                          |
| 96  | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (5)経済的支援の充実                | ②各種減免制度の周知と利用促進                                | 住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、J・R・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。                                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課    | 周知や制度利用の促進を図るため、新規の手帳取得者全員に対し、各種減免制度の説明を実施する。                                                                                                                | 新規の手帳取得者全員に説明を実施する。                                                                   | 新規の手帳取得者全員に説明を実施した。                                                                   | B   | 窓口において、該当者に対して案内をしました。                                                                                                                                                          | 維持            |                          |
| 97  | 67               | 2 自立した生活をおくれるまちづくり | (5)経済的支援の充実                | ③自立支援医療、心身障害者(児)医療費助成制度などの周知                   | ホームページやパンフレット、広報などにより、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)などの医療費公費負担制度の周知に努めます。                                                                                                        | 福祉部        | 障がい福祉課    | 周知の促進を図るため、新規の手帳取得者など対象者に対し、自立支援医療などの医療費公費負担制度の説明を実施する。                                                                                                      | 新規の手帳取得者など対象者に対し、説明を実施する。                                                             | 新規の手帳取得者など対象者に対し、説明を実施した。                                                             | B   | ホームページやパンフレット、広報などにより、障がいのある方々にも分かりやすく、アクセスしやすい情報提供を行いました。                                                                                                                      | 維持            |                          |
| 98  | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援                            | 障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習の機会の充実に努めます。<br>公民館活動など、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。                                                                                                  | 教育部・教育機関   | 生涯学習課     | 木更津市人権教育研修会、木更津市家庭教育支援講演会を、会場での対面参加に加え、オンライン(Zoom)での参加もできるようにした。<br>きさらづ市民カレッジで、会場での対面参加に加え、後日動画配信を行った。                                                      | (Zoom参加者)<br>木更津市人権教育研修会20名<br>木更津市家庭教育支援講演会35名<br>(動画視聴回数)<br>きさらづ市民カレッジ700回         | (Zoom参加者)<br>木更津市人権教育研修会7名<br>木更津市家庭教育支援講演会2名<br>(動画視聴回数)<br>きさらづ市民カレッジ769回           | B   | 令和8年2月24日に木更津市人権教育研修会を開催し、Zoom参加が7名ありました。<br>令和8年3月11日に木更津市家庭教育支援講演会を開催し、Zoom参加が2名ありました。<br>令和7年7月5日から12月13日にかけてきさらづ市民カレッジを開催し、後日動画視聴が769回ありました。                                | 維持            |                          |
| 99  | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の推進 | 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるような配慮や施設の整備・改善に努めます。<br>スポーツ・文化芸術・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。<br>健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮し、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。 | 健康づくり部     | スポーツ振興課   | ①弓道場整備については、バリアフリーに配慮した施設とします。<br>②体育施設の指定管理者と連携し、市民体育館で誰もが気軽に取り組めるスポーツ用具(ポッチャ・モルック等)の貸し出しを行います。                                                             | ①実施<br>②100件                                                                          | ①未実施<br>②95件                                                                          | C   | ①入札が不調となり、実施することができませんでした。令和8年度に再度入札を行い、実施できるよう進めております。<br>②体育施設の指定管理者と連携し、市民体育館でポッチャ(89件)、モルック(6件)の貸し出しを行いました。                                                                 | 維持            |                          |
| 100 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の推進 | 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるような配慮や施設の整備・改善に努めます。<br>スポーツ・文化芸術・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。<br>健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮し、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。 | 教育部・教育機関   | 文化課       | 広報きさらづ、チラシ・ポスター、各種SNS等、様々な媒体を活用しイベントの周知に努める。                                                                                                                 | 随時実施                                                                                  | 広報きさらづ、チラシ・ポスター、各種SNS等、様々な媒体を活用した主催事業の周知を随時実施                                         | B   | 広報きさらづ、ポスター等文字情報による広報のほか、公式ホームページ、LINE、X、Facebookで主催事業を周知しました。また、子ども対象の事業についてはきさらづアプリにも情報を掲載しました。                                                                               | 維持            | 維持しつつ、ほかの周知方法についても検討します。 |
| 101 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の推進 | 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるような配慮や施設の整備・改善に努めます。<br>スポーツ・文化芸術・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。<br>健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮し、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。 | 福祉部        | 障がい福祉課    | ①地域自立支援協議会啓発交流部会と協働してホームページや障害者イベント等の機会を活用し、スポーツや文化芸術、レクリエーションに関する情報提供を行う。<br>②君津地域心身障害児者スポーツ大会において、障がいのある人に関わらず誰もが気軽に取り組むことができるスポーツとしてポッチャやモルックなどの普及啓発に努める。 | ①イベント開催1回(イオンモール)<br>②スポーツ大会開催1回                                                      | ①イベント開催1回(イオンモール)<br>②スポーツ大会開催1回                                                      | B   | ①障がい者スポーツ団体からのポスターの掲示や地域自立支援協議会啓発交流部会と協働し、障害者週間イベントにおいて活動内容の紹介や障がい者スポーツ用品の展示を行いました。<br>②君津地区4市合同で君津地域心身障害児者スポーツ大会を開催し、ポッチャ、玉入れ、パン食い競争の3種目を実施し、64人の障害児者(うち本市13人)が参加しました。         | 維持            |                          |
| 102 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の推進 | 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるような配慮や施設の整備・改善に努めます。<br>スポーツ・文化芸術・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。<br>健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮し、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会啓発交流部会を中心にホームページや障害者イベント等の機会を活用し、スポーツや文化芸術、レクリエーションに関する情報提供を行う。                                                                                     | ①イベント開催1回(イオンモール)                                                                     | ①イベント開催1回(イオンモール)                                                                     | B   | 啓発交流部会による障害者週間イベントにおいて、障がい者スポーツに取り組んでいる当事者による障がいスポーツの紹介やスポーツ用品の展示を行った他、大型サイネージにて、障がい者スポーツの動画を放映し、振興に努めました。                                                                      | 維持            |                          |
| 103 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ③障がいのある人への生涯学習関連情報の提供                          | 生涯学習関連情報の収集及び周知に努めます。<br>障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。<br>生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。                                              | 教育部・教育機関   | 図書館       | 録音図書・点字図書・マルチメディアディジー図書・大活字本の目録を図書館ホームページに掲載している。                                                                                                            | 随時実施                                                                                  | 随時実施                                                                                  | B   | 録音図書・点字図書・大活字本・マルチメディアディジー図書の目録を図書館ホームページに掲載し、利用促進を図りました。<br>障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図りました。<br>録音図書148点、点字図書57冊、大活字本74冊を新たに収集し、録音図書128点、点字図書246冊、大活字本3,188冊の貸出がありました。                | 維持            |                          |
| 104 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ③障がいのある人への生涯学習関連情報の提供                          | 生涯学習関連情報の収集及び周知に努めます。<br>障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。<br>生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。                                              | 教育部・教育機関   | 生涯学習課     | 録音図書・点字図書・マルチメディアディジー図書・大活字本の目録を図書館ホームページに掲載している。                                                                                                            | 随時実施                                                                                  | 随時実施                                                                                  | B   | 生涯学習関連情報の情報提供に努めました。                                                                                                                                                            | 維持            |                          |
| 105 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ④芸術文化活動の支援                                     | 障害者週間などの機会に作品を展示する場を設けるとともに、障がいのある人の生きがいづくりや、障がいのあるなしにかかわらず、どんな人も参加しやすいイベントの開催など、各種芸術・文化活動の促進を図ります。                                                                      | 教育部・教育機関   | 文化課       | アートワークショップや、車椅子利用を考慮したコンサートの開催                                                                                                                               | ①「アートとふれあおう」6回<br>②コンサート3回                                                            | ①「アートとふれあおう」5回実施<br>②コンサート4回実施                                                        | B   | アートイベント、コンサートともに車いす利用について配慮しています。「自衛隊コンサート」で6人「親子コンサート」で7人の計7人車いす利用者の参加がありました。                                                                                                  | 維持            |                          |
| 106 | 68               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (1)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ④芸術文化活動の支援                                     | 障害者週間などの機会に作品を展示する場を設けるとともに、障がいのある人の生きがいづくりや、障がいのあるなしにかかわらず、どんな人も参加しやすいイベントの開催など、各種芸術・文化活動の促進を図ります。                                                                      | 福祉部        | 障がい福祉課    | 地域自立支援協議会啓発交流部会と協働して障害者イベント等の機会を活用し、文化活動に関する情報提供を行う。                                                                                                         | ①イベント開催1回(イオンモール)                                                                     | ①イベント開催1回(イオンモール)                                                                     | B   | 12月の障害者週間イベントにて、障がい者支援施設販売会・展示会を行いました。                                                                                                                                          | 維持            |                          |
| 107 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (2)就労支援と就労の場の拡充            | ①障がいのある人の雇用の推進                                 | 障がいのある人を雇用している事業所のフォローや雇用しようとしている事業所の相談を行い、障がいや障がいのある人への理解の充実に努めます。<br>公共職業安定所(ハローワーク)などと連携しながら近隣地域の雇用状況などの情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図ります。                                    | 福祉部        | 障がい福祉課    | 地域自立支援協議会就労生活支援部会と協働して就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。                                                                                                                | 就労生活支援部会において就労に向けた支援を再検討・実施。                                                          | 就労生活支援部会において就労体験の再検討。<br>福祉就労の説明会の企画を実施。                                              | C   | 就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。                                                                                                        | 維持            |                          |
| 108 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (2)就労支援と就労の場の拡充            | ①障がいのある人の雇用の推進                                 | 障がいのある人を雇用している事業所のフォローや雇用しようとしている事業所の相談を行い、障がいや障がいのある人への理解の充実に努めます。<br>公共職業安定所(ハローワーク)などと連携しながら近隣地域の雇用状況などの情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図ります。                                    | 福祉部        | 福祉相談課     | ハローワークへの同行支援、就労訓練事業所の開拓と利用のための調整など、そのひとの働き方に合わせた支援を行う。                                                                                                       | 適宜実施                                                                                  | 適宜実施                                                                                  | B   | 就労準備支援事業や千葉南部若者サポートステーション、ハローワークなど就労支援に関わる関係機関と随時連携し、情報共有や相互支援を行いより充実した就労支援が実施できるよう取り組みました。                                                                                     | 維持            |                          |
| 109 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり  | (2)就労支援と就労の場の拡充            | ①障がいのある人の雇用の推進                                 | 障がいのある人を雇用している事業所のフォローや雇用しようとしている事業所の相談を行い、障がいや障がいのある人への理解の充実に努めます。<br>公共職業安定所(ハローワーク)などと連携しながら近隣地域の雇用状況などの情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図ります。                                    | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 障害者就業・生活支援センターの実施する地域連携会議やハローワークの実施する定例会に参加し、地域の雇用状況などの情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図った。                                                                             | 13回                                                                                   | 就労支援機関、相談支援機関等19回、支援対象者5名                                                             | B   | 障がいのある人を雇用している事業所のフォローや雇用しようとしている事業所の相談を行い、障がいや障がいのある人への理解の充実に努めました。<br>障がいが原因と思われ、長期間雇用先が決定しない、雇用が継続しない人に対しては、公共職業安定所(ハローワーク)などと連携しながら近隣地域の雇用状況などの情報を共有し、福祉的就労も視野に入れた支援を図りました。 | 維持            |                          |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策              | 関連施策の体系                 | 主要施策                        | 施策の概要                                                                                                                                                  | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                                                                                                                            | 令和7年度目標値                                                                                                | 令和7年度実績値                                            | 達成度                          | 令和7年度実施結果                                                                                                     | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由                                                                      |
|-----|------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 110 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ①障がいのある人の雇用の推進              | 障がいのある人を雇用している事業所のフォローや雇用しようとしている事業所の相談を行い、障がいや障がいのある人への理解の充実を図ります。公共職業安定所（ハローワーク）などと連携しながら近隣地域の雇用状況などの情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図ります。                      | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会就労生活支援部会を中心に就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。                                                                                                                        | 就労生活支援部会において就労に向けた支援を再検討・実施。                                                                            | 就労生活支援部会において就労体験システムの検討                             | C                            | 就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。                                      | 維持            |                                                                                       |
| 111 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ①障がいのある人の雇用の推進              | 周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。                                                                                             | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 木更津市生活困窮者等就労支援事業を通し、障がい等の理由により直ちに就労が困難な人に対し、就労に向けた支援や就労機会の提供を行った。                                                                                                   | 25名                                                                                                     | 27名                                                 | A                            | 周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行いました。                                                   | 維持            |                                                                                       |
| 112 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ①障がいのある人の雇用の推進              | 周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。                                                                                             | 福祉部        | 障がい福祉課    | 本人の状況やニーズに合わせた就労に向けたサービスの提供を行う。<br>①就労移行支援 実20人/月<br>②就労継続支援(A型) 実26人/月<br>③就労継続支援(B型) 実193人/月<br>④就労定着支援 実20人/月                                                    | ①就労移行支援 実22人/月<br>②就労継続支援(A型) 実49人/月<br>③就労継続支援(B型) 実277人/月<br>④就労定着支援 実16人/月                           | B                                                   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。 | 維持                                                                                                            |               |                                                                                       |
| 113 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ①障がいのある人の雇用の推進              | 周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。                                                                                             | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会就労生活支援部会を中心に就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。                                                                                                                        | 就労生活支援部会において就労に向けた支援を再検討・実施。                                                                            | 就労生活支援部会において就労体験システムの再検討。福祉就労の説明会の企画を実施。            | C                            | 就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。                                      | 維持            |                                                                                       |
| 114 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ②総合的な就労相談体制の確立              | 障がいのため地域から孤立し、能力がありながら情報や支援を受けられず地域で働くことのできない方へのアウトリーチを含めた働きかけと相談を行います。                                                                                | 福祉部        | 福祉相談課     | ハローワークへの同行支援、就労訓練事業所の開拓と利用のための調整など、そのひとの働き方に合わせた支援を行う。(再掲)                                                                                                          | 適宜実施                                                                                                    | 適宜実施                                                | B                            | 重層的支援体制整備事業のアウトリーチによる継続的支援を木更津市社会福祉協議会に委託して実施しています。CSWが中心となり、アウトリーチによる支援を行いました。                               | 維持            |                                                                                       |
| 115 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ③就労支援施設への支援                 | 特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。                                                                                                           | 福祉部        | 障がい福祉課    | 特別支援学校が開催する移行支援会議に参加し、卒業する児童への支援を行う。                                                                                                                                | 高等部3年生に対し年2回実施。                                                                                         | 高等部3年生に対し年2回実施。                                     | B                            | 特別支援学校が開催する移行支援会議に参加し、卒業する児童への支援を行いました。                                                                       | 維持            |                                                                                       |
| 116 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ④就労支援施設の工賃向上への支援            | 事業所の工賃向上のための検討を行います。障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。市の施設を利用した障がい福祉施設による販売を推進します。                                                                 | 福祉部        | 障がい福祉課    | ①地域自立支援協議会就労生活支援部会と協働して就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。<br>②朝日庁舎内での販売の機会を確保する。                                                                                               | ①就労生活支援部会において現行の就労体験の再検討する。<br>②販売5事業所                                                                  | ①就労生活支援部会において現行の就労体験の再検討。福祉就労の説明会の企画を実施。<br>②販売4事業所 | C                            | ①就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。<br>②障がい者支援施設が作成した商品を市庁舎で販売場所を設けました。 | 維持            |                                                                                       |
| 117 | 69               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ④就労支援施設の工賃向上への支援            | 事業所の工賃向上のための検討を行います。障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。市の施設を利用した障がい福祉施設による販売を推進します。                                                                 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会就労生活支援部会を中心に就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。                                                                                                                        | 就労生活支援部会において就労に向けた支援を再検討・実施。                                                                            | 就労生活支援部会において現行の就労体験の再検討。福祉就労の説明会の企画を実施。             | C                            | 就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。                                      | 維持            |                                                                                       |
| 118 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ⑤市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大     | 行政関連業務においても障がいのある人が働ける条件整備や職務内容について検討します。                                                                                                              | 総務部        | 職員課       | 障がい者枠採用試験の実施                                                                                                                                                        | 1名以上採用する。                                                                                               | 1名採用                                                | C                            | 障がい者枠採用試験を実施し1名採用しました。                                                                                        | 維持            |                                                                                       |
| 119 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ⑥地元企業への雇用創出                 | 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会などと連携し、地元企業の障がい者雇用促進と理解を図るとともに、雇用創出に取り組みます。                                                                                   | 経済部        | 産業振興課     | ①地元企業の障がい者雇用促進と理解を図るために、随時広報やホームページ等でわかりやすい情報発信を行います。<br>②ハローワークなどと連携し、地元企業の合同就職説明会を開催し、雇用創出に取り組みます。                                                                | ①随時実施<br>②随時実施                                                                                          | ①随時実施<br>②随時実施                                      | B                            | 地元企業における障がい者雇用の促進と理解を図るとともに、ハローワークなどと連携し、合同就職説明会を開催することで、雇用機会の創出に取り組みました。                                     | 維持            |                                                                                       |
| 120 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ⑥地元企業への雇用創出                 | 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会などと連携し、地元企業の障がい者雇用促進と理解を図るとともに、雇用創出に取り組みます。                                                                                   | 福祉部        | 障がい福祉課    | 地域自立支援協議会就労生活支援部会と協働して就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。                                                                                                                       | 就労生活支援部会において就労に向けた支援を再検討・実施。                                                                            | 就労生活支援部会において現行の就労体験の再検討。福祉就労の説明会の企画を実施。             | C                            | 就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。                                      | 維持            |                                                                                       |
| 121 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (2)就労支援と就労の場の拡充         | ⑥地元企業への雇用創出                 | 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会などと連携し、地元企業の障がい者雇用促進と理解を図るとともに、雇用創出に取り組みます。                                                                                   | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会就労生活支援部会を中心に就労支援のための情報共有や方策を検討実施する。                                                                                                                        | 就労生活支援部会において就労に向けた支援を再検討・実施。                                                                            | 就労生活支援部会において現行の就労体験の再検討。福祉就労の説明会の企画を実施。             | C                            | 就労体験システムの確立に向けて事業所の見学をし、情報収集を行いました。また、福祉就労について知る人を増やす事を目的に、説明会の企画を行いました。                                      | 維持            |                                                                                       |
| 122 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (3)日中活動の場づくり            | ①障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保      | 障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保を促進します。                                                                                                                           | 福祉部        | 障がい福祉課    | 本人の状況やニーズに合わせた日中活動の場を提供する。<br>①生活介護 実338人/月<br>②自立訓練（機能訓練） 実16人/月<br>③自立訓練（生活訓練） 実4人/月<br>④地域活動支援センター（Ⅰ型） 実4人/月<br>⑤地域活動支援センター（Ⅱ型） Ⅰ型延35人/月<br>Ⅱ型延0人/月<br>Ⅲ型延242人/月 | ①生活介護 実329人/月<br>②自立訓練（機能訓練） 実13人/月<br>③自立訓練（生活訓練） 実6人/月<br>④地域活動支援センターⅠ型延18人/月<br>Ⅱ型延0人/月<br>Ⅲ型延233人/月 | C                                                   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。 | 維持                                                                                                            |               |                                                                                       |
| 123 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (3)日中活動の場づくり            | ②新たな日中活動の場づくりの検討            | 障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。                                                                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課    | サークルや余暇活動をする団体からの要望に対し、検討及び支援を行う。                                                                                                                                   | 適宜実施                                                                                                    | 5団体に活動のための補助金を交付した。新規団体の要望なし。                       | C                            | 活動支援の要望はありませんでしたが、地域活動支援センターなど日中の活動場所の提供に努めました。                                                               | 維持            |                                                                                       |
| 124 | 70               | 3 充実し生きがいのあるまちづくり | (3)日中活動の場づくり            | ②新たな日中活動の場づくりの検討            | 障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。                                                                                                               | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | サークルや余暇活動をする団体からの要望に対し、検討及び支援を行う。                                                                                                                                   | 適宜実施                                                                                                    | 適宜実施                                                | C                            | 活動支援の要望はありませんでしたが、地域活動支援センターなど日中の活動場所の提供に努めました。                                                               | 維持            |                                                                                       |
| 125 | 71               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | ①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進 | 障がいのあるなしや年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設とその周辺の道路などを含む、面によるバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインを推進します。新規あるいは既存の公共施設や道路などの整備の際に、障がい者関係団体などからの意見が反映されるシステムの定着を図ります。 | 資産管理部      | 財産活用課     | 公共施設の整備にあたっては、引き続きバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進してまいります。                                                                                                                   | 随時実施                                                                                                    | 公共施設のバリアフリー化を推進した                                   | B                            | 令和8年1月に開庁した朝日庁舎では、スロープや多目的トイレを設置しています。さらに、庁舎整備にあたり、車いすやシルバーカーを増備したことにより、誰もが利用しやすい施設の推進が図られました。                | 拡充            | 今後建設される駅前新庁舎や吾妻公園の文化芸術施設については、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進し、現施設と比較して一層の配慮を図るものとするため。（施設建設室） |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策              | 関連施策の体系                 | 主要施策                      | 施策の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実施部署及び連携機関 |        | 具体的な取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 令和7年度目標値                                       | 令和7年度実績値                                          | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                                                                                                                             | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由                                                                              |
|-----|------------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 126 | 71               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | ②安全・安心の道路交通環境や公園の整備       | 障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                    | 都市整備部      | 土木課    | 高齢者等交通弱者の歩道歩行の円滑化を図るため、交差点部の歩道切下げにより段差解消を行い、安全性の向上を推進するものです。                                                                                                                                                                                                                              | 切下げ箇所数 3箇所                                     | 切下げ2箇所を実施                                         | C   | 若根地区において、交差点部の歩道切下げを行い、高齢者等交通弱者にとって、安全で円滑な通行空間に努めました。                                                                                                                                                                                                 | 維持            |                                                                                               |
| 127 | 71               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | ②安全・安心の道路交通環境や公園の整備       | 障がいのある人が利用しやすい園路やトイレなど公園施設の整備促進を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 都市整備部      | 市街地整備課 | 新規公園整備や老朽化した施設更新に伴い、障がいのある人が利用しやすい施設の整備を実施する。                                                                                                                                                                                                                                             | ・金田西地区公園整備                                     | ・金田西2号街区公園整備<br>・小櫃堰公園南側駐車場拡張<br>・能満寺公園・元倉公園出入口改修 | B   | 新規の公園整備については、金田西2号街区公園が完成し、令和8年度中の供用開始に向け準備を進めています。<br>また、小櫃堰公園においては、利用者の利便性向上を図るため、南側駐車場の拡張工事を実施しました。<br>駐車場の拡張により、車いす専用駐車場は1台から2台へ増設され、障がいのある方がより利用しやすい環境が整備されました。<br>さらに、能満寺公園および元倉公園については、利用者の安全性と利便性の向上を目的として、出入口の改修を実施し、誰もが利用しやすい公園環境の整備を進めました。 | 維持            |                                                                                               |
| 128 | 71               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | ③民間建築物の整備改善に関する情報提供       | 不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                      | 都市整備部      | 建築指導課  | 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出や適合証の発行により、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努める。                                                                                                                                                                                                                                  |                                                | 届出件数 8件<br>適合件数 2件<br>適合証交付件数 2件                  | E   | 令和7年度は届出件数8件のうち、適合件数は2件となりました。適合は努力義務ですが、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及のため、届出者へ適合に努めるよう指導書等の送付を行いました。                                                                                                                                                          | 維持            |                                                                                               |
| 129 | 71               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | ④市主催講座・講演会などにおける合理的配慮の推進  | 市が主催する講座や講演会などにおいて、手話通訳者・要約筆記者の派遣や車いす席の配置などの合理的配慮を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課 | 障がいのある人の交流活動等への支援として、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を実施する。                                                                                                                                                                                                                                            | 手話通訳派遣事業 251件/年<br>要約筆記者派遣事業 34件/年             | 手話通訳派遣事業 339件/年<br>要約筆記者派遣事業 24件/年                | B   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。                                                                                                                                                                                                                          | 維持            |                                                                                               |
| 130 | 72               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (2)移動・交通手段の整備改善         | ①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実      | 移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。                                                                                                                                                                                                                                         | 福祉部        | 障がい福祉課 | その人の状況やニーズに合わせた移動に関するサービスを提供する。<br>①行動援護<br>②移動支援事業                                                                                                                                                                                                                                       | ①行動援護 10時間/月、実1人/月<br>②移動支援事業 実91人/月、5,250時間/年 | ①行動援護 0時間/月、実0人/月<br>②移動支援事業 実69人/月、5,453時間/年     | C   | 行動援護については利用者がいなかったため実施はありませんでしたが、移動支援事業を実施しました。                                                                                                                                                                                                       | 維持            |                                                                                               |
| 131 | 72               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (2)移動・交通手段の整備改善         | ②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実 | 介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを推進します。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 福祉部        | 高齢者福祉課 | サービス開始期に実施主体へ必要な補助を行い、サービスの提供継続を支援します。                                                                                                                                                                                                                                                    | 実施主体からの手上げがあり次第、支援を行う。                         | 実施主体なし                                            | F   | 実施主体からの手上げがありませんでした。                                                                                                                                                                                                                                  | 維持            |                                                                                               |
| 132 | 72               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (2)移動・交通手段の整備改善         | ②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実 | タクシー券の交付など、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 福祉部        | 高齢者福祉課 | 非課税で75歳以上のみの高齢者世帯と65歳以上74歳以下の運転免許証早期自主返納者に加え、令和5年度より74歳以下の重度心身障害者及び未成年者と同じ居する75歳以上の高齢者もタクシー券の配布対象の拡大を行います。                                                                                                                                                                                | 交付者数 1600件                                     | 交付数 1,648件                                        | B   | 以下の者に対して、タクシー利用助成券を交付しました。<br>①非課税で75歳以上のみの高齢者世帯<br>②世帯全員が非課税で74歳以下の重度心身障がい者または未成年者と同じ世帯の75歳以上の高齢者<br>③65歳以上74歳以下の運転免許証早期自主返納者                                                                                                                        | 維持            |                                                                                               |
| 133 | 72               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (2)移動・交通手段の整備改善         | ②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実 | タクシー券の交付など、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 福祉部        | 障がい福祉課 | 重度心身障害児者に対しタクシー券の交付を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                   | タクシー券交付者866人                                   | タクシー券交付者923人                                      | A   | タクシー券の交付や福祉カーの貸し出しを行いました。                                                                                                                                                                                                                             | 維持            |                                                                                               |
| 134 | 72               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (2)移動・交通手段の整備改善         | ②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実 | 利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 企画部        | 地域政策室  | 駅やバス停から一定の距離がある交通不便地域において、地域主体による自家用有償旅客運送などの「新たな交通システム」の導入を促進するとともに、令和3年7月から本格運行している富来田地区の取組を支援し、一層の利用促進を図ります。                                                                                                                                                                           | 利用者延べ60.5人/月                                   | 利用者延べ61.4人/月                                      | B   | 交通不便地域である富来田地区での移動手段確保の為、富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送を引き続き支援するとともに、他地区への導入促進に向け、地区まちづくり協議会等に対して説明を行いました。                                                                                                                                                 | 維持            |                                                                                               |
| 135 | 72               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (2)移動・交通手段の整備改善         | ③公共交通機関のバリアフリー化の促進        | 電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。<br>駅施設などの情報のバリアフリー化(視覚・聴覚障がいに対応した文字や音などによる情報提供)を働きかけます。<br>機器整備などによるバリアフリー化を補完する、「人による移動支援(接遇・介助など)」の充実を促進します。                                                                                                                                                                          | 企画部        | 地域政策室  | 市内を運行するバスについて、車両更新の際等にノンステップバスを導入するよう、バス事業者に関わかけを行います。                                                                                                                                                                                                                                    | 導入率72.2%                                       | 導入率59.6%                                          | C   | ノンステップバスの導入促進について、バス事業者への働きかけを行いました。また、蔵根駅のバリアフリー化の推進、利便性向上に向けて鉄道事業者と協議を行いました。                                                                                                                                                                        | 維持            |                                                                                               |
| 136 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (3)防災・防犯対策の充実           | ①地域防災体制の確立                | 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン※を作成します。<br>地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害などの非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。                                                                                                                                                                                                 | 総務部        | 危機管理課  | 新たに避難行動要支援者となった対象者に対し個別計画プランの作成依頼を行い、取りまとめを行いました。また、取りまとめた個別計画プランを、民生委員やまちづくり協議会等の避難支援等関係者へ配布することにより、平時から活用いただくことで、地域の支援体制づくりに寄与しました。<br>今後も、関係部署と連携しながら、避難行動要支援者へ対する支援を行ってまいります。<br>地域の自主防災組織による避難所運営マニュアルの作成を支援し、新たに8箇所が作成され、地域ぐるみの防災体制の充実を図りました。引き続き、迅速な避難所運営が可能よう、マニュアルの作成を支援してまいります。 | 避難所運営マニュアル作成地区数 29地区/53地区                      | 避難所運営マニュアル作成地区数 23地区/54地区                         | C   | 避難支援地域の自主防災組織による避難所運営マニュアルの作成・修正を支援し、地域ぐるみの防災体制の充実を図りました。                                                                                                                                                                                             | 維持            |                                                                                               |
| 137 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (3)防災・防犯対策の充実           | ②情報伝達体制の整備                | 災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATVなどを活用し、視覚障がいや聴覚障がいなどのある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。また、災害復興時においても必要な諸手続きについて情報伝達に努めます。                                                                                                                                                                    | 総務部        | 危機管理課  | 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、防災行政無線、市公式ホームページ、きさらづ安心・安全メールや市公式SNS(LINE・X・Facebook)を連携して一括配信できる仕組みを整えました。<br>また、アラートを通じてテレビ、ラジオ、インターネットから防災情報を発信しました。引き続き確かな情報伝達が可能となるよう取り組んでまいります。                                                                                                           | 随時実施                                           | ①随時情報発信を実施<br>②機器更新を実施                            | B   | 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、防災行政無線、市公式ホームページ、きさらづ安心・安全メールのほか、アラートを通じてテレビ、ラジオ、インターネットから防災情報を発信しました。<br>また、令和8年5月からの新たな防災気象情報の運用開始にあたり、全国瞬時警報システム(Jアラート)の受信機を更新し、情報伝達体制の強化に努めました。                                                                         | 維持            |                                                                                               |
| 138 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (3)防災・防犯対策の充実           | ②情報伝達体制の整備                | 聴覚または言語などの障がいがある人へ、メール119、ファックス119及びNet119緊急通報システムの周知、利用促進します。                                                                                                                                                                                                                                                        | 消防本部       | 消防署警防隊 | ①ホームページの掲載及び定期的な消防だよりでの情報発信を行う。                                                                                                                                                                                                                                                           | ①随時実施                                          | 随時実施<br>NET119 31人<br>メール119 13人                  | C   | 市ホームページに業務情報を掲載し、病院にNET119のパンフレットを設置することで周知を図りました。                                                                                                                                                                                                    | 維持            |                                                                                               |
| 139 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (3)防災・防犯対策の充実           | ③障がい特性に合わせた福祉避難所の整備       | 災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレなどの整備及び避難時の介助員の配置などについて検討します。(木更津市地域防災計画)<br>災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。<br>視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達を行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。<br>福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。<br>障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。 | 総務部        | 危機管理課  | 特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた福祉避難所を確保するため、民間企業等と福祉避難所に関する協定締結に向けた協議・協定締結の推進。<br>災害時の福祉用具の供給に関する協定は1件であり、令和元年度末からの増減がないため、引き続き福祉用具や施設整備について、協定締結等も視野に検討・協議を行ってまいります。<br>福祉避難所の種類及び数についても、介護施設が7箇所、障がい者支援施設が2箇所の合計9箇所であり、令和元年度末からの増減はないため、引き続き福祉避難所の確保に努めます。                         | 協定締結数 18件                                      | 協定締結数 5件                                          | E   | 災害時の福祉用具の供給に関する協定は1件であり、令和元年度末から増減はありません。引き続き福祉用具や施設整備について、協定等も視野に検討してまいります。<br>また、昨年度から協議を行っていた福祉施設2施設と福祉避難所の開設及び運営に関する協定の締結を行いました。                                                                                                                  | 縮小            | 災害時応援協定については、件数の増加を目的とするのではなく、協定内容の実効性確保や既存協定との連携強化を重視するとともに、これまでの実績を踏まえて目標件数を適正な水準に見直す必要がある。 |
| 140 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり | (3)防災・防犯対策の充実           | ③障がい特性に合わせた福祉避難所の整備       | 災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレなどの整備及び避難時の介助員の配置などについて検討します。(木更津市地域防災計画)<br>災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。<br>視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達を行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。<br>福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。<br>障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。 | 福祉部        | 障がい福祉課 | ①危機管理課と協働して新たな福祉避難所の確保に努める。<br>②地域自立支援協議会の各分会と協働して障がいのある人の避難や支援のあり方について検討する。                                                                                                                                                                                                              | ①障害福祉施設を訪問して福祉避難所の増加を目指す。<br>②各分会において適宜実施      | ①未実施<br>②こども部会 1回実施                               | C   | ②地域自立支援協議会こども部会において、医療的ケア児の災害時支援について検討し、危機管理課職員を講師として、研修会を1回実施しました。                                                                                                                                                                                   | 維持            |                                                                                               |

第6次きさづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系             | 主要施策                     | 施策の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                                                                                                                | 令和7年度目標値                                                                                     | 令和7年度実績値                                                                                      | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                                                                                                                     | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由                                                                                                  |
|-----|------------------|--------------------|---------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 141 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり  | (3)防災・防犯対策の充実       | ③障がい特性に合わせた福祉避難所の整備      | 災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレなどの整備及び避難時の介助員の配置などについて検討します。(木更津市地域防災計画)<br>災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。<br>視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達を行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。<br>福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。<br>障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会の各分会において障がいのある人の避難や支援のあり方について検討する。                                                                                                             | 各分会において適宜実施                                                                                  | こども部会 1回実施                                                                                    | C   | こども部会において、医療的ケア児の災害時支援について検討し、危機管理課職員を講師として、研修会を1回実施しました。                                                                                                                                                                                     | 維持            |                                                                                                                   |
| 142 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり  | (3)防災・防犯対策の充実       | ④防災学習の充実                 | 障がいのある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 総務部        | 危機管理課     | 自主防災実務者講習会を実施し、地域防災リーダーとして活躍する人材育成を行う。また、総合防災訓練や市民向け災害対策研修等を行い、地域の防災力向上に努める。                                                                            | 千葉県災害対策コーディネーター登録者数 330人                                                                     | 千葉県災害対策コーディネーター登録者数 265人                                                                      | C   | 令和7年10月～11月に地域の防災リーダーとして活躍する人材の育成を目的とした「千葉県災害対策コーディネーター養成講座」を3日間実施し、新たに29名の方が登録されました。<br>また、令和7年12月に市独自の「地域防災スキルアップ講座」を開催し、地域防災力の向上に努めました。<br>さらに親子を対象とした木更津市防災フォーラムや、中高生向け防災研修を実施し、幅広い世代への防災対策の普及・啓発に努めました。                                  | 縮小            | 千葉県災害コーディネーターの登録者数については、高齢化等の影響に伴い減少する場合があるので、目標値を登録総数ではなく累計受講者数もしくは単年の登録者数に変更を希望する。                              |
| 143 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり  | (3)防災・防犯対策の充実       | ④防災学習の充実                 | 平常時から障がいのある人と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員などの福祉サービス提供者、障がい者関係団体などの福祉関係者とともに災害時のボランティア活動に関する研修や訓練を実施して相互の連携を深めます。                                                                                                                                                                                                | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会   | 災害時のボランティア活動に関する会議や研修会を実施するとともに、市民活動支援センター等の関係団体等が実施する会議や研修会等へも参加して、有事の際の連携強化に努めた。                                                                      | 随時                                                                                           | 研修会・訓練等の実施3回                                                                                  | B   | 災害時のボランティア活動に関する研修や訓練を実施して市民に対する防災学習の機会を提供するとともに、会議・研修会等への参加を通して関係者との連携を強化しました。                                                                                                                                                               | 維持            |                                                                                                                   |
| 144 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり  | (3)防災・防犯対策の充実       | ⑤地域防犯体制の確立               | 地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。<br>障がいのある人へ悪質商法の被害防止などのため消費者教育の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                               | 市民協働部      | 地域共生推進課   | 福祉施設や住宅地を含む市内各地域において、青色回転灯防犯パトロール車を活用した見回り活動を行うとともに、市公式X等のSNSを活用した情報発信を継続的に行之い、障がい者を含めた市民の詐欺・悪質商法被害の未然防止を図る。                                            | パトロール：345日<br>SNS発信：52件                                                                      | パトロール：318日<br>SNS発信：4件                                                                        | C   | 防犯に係るチラシや啓発物資などの配布を毎月実施し、普及・啓発に努めました。<br>また、防犯ボックス係員や各地域の防犯指導員などと連携し、防犯パトロールなどの地域安全活動を実施した。<br>消費者教育の充実に関しては、通信制高校内の放課後デイサービスに通う生徒を対象に消費者教育出前講座を実施し、消費者被害の未然防止に努めました。<br>また、消費者月間である5月に市公式X等を活用し、市内で増加している消費生活相談事例を挙げ、障がい者を含む市民に対し注意喚起を図りました。 | 拡充            | 情報発信の手段については、SNSのみに限定せず、回覧板や関連イベントでのチラシ/配布なども含めて幅広く捉え、目標値設定の見直しを検討する必要があります。                                      |
| 145 | 73               | 4 安心で安全に暮らせるまちづくり  | (3)防災・防犯対策の充実       | ⑥感染症対策の確立                | 障がい者施設などの感染症予防について、関係機関と連携し対策に努めます。また、新たな感染症発症時に速やかに対応できる体制を構築します。                                                                                                                                                                                                                                                    | 福祉部        | 障がい福祉課    | 障害福祉施設等の関係機関と感染症発症状況などの情報共有を行うとともに、新たな感染症が発生した際は、へでけるだけ迅速に情報伝達を行うなど対策を講じる。                                                                              | 適宜実施                                                                                         | 適宜実施                                                                                          | C   | 施設内での感染流行はありませんでした。                                                                                                                                                                                                                           | 維持            |                                                                                                                   |
| 146 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援 | 健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。<br>育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。<br>保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。                                                                                                                                                                                  | 健康づくり部     | 健康推進課     | ①妊娠届出時、安心で安全な出産に向け全数、必要な保健指導を行います。<br>②乳幼児健診等で育てにくさを感じるなど、保護者の心配や発達に疑いのある子どもを把握した場合は、こども発達支援課事業や発達の専門機関など、適切な支援に繋がります。                                  | ①妊娠届出時、面接件数<br>実績は今後累計<br>②適時実施                                                              | ①妊娠届出時の面接件数：849件<br>②適時実施                                                                     | C   | ①妊娠届出時、全数に必要な保健指導を実施しました。また、体調不良で妊婦本人が来所できない場合は、体調回復を待ち、後日面談にて対応しました。<br>②保護者の悩みや意見を傾聴し、臨床心理士やこども発達支援課と相談のうえ、適切な支援を提案しました。                                                                                                                    | 維持            | ①妊娠による悩みや不安を抱く妊婦も多く、引き続き、全数保健指導を行い、健やかな妊娠・出産のため、支援を行います。<br>②保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。 |
| 147 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援 | 健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。<br>育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。<br>保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。                                                                                                                                                                                  | こども未来部     | こども発達支援課  | 保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、こども相談、親子教室、子育て講演会を開催します。                                                                                                       | ①こども相談<br>利用者数 実209人/年<br>延308人/年<br>②親子教室<br>利用者数 実149人/年<br>延601人/年<br>③子育て講演会<br>参加者数 36人 | ①こども相談<br>利用者数 実298人/年<br>延420人/年<br>②親子教室<br>利用者数 実167人/年<br>延751人/年<br>③子育て講演会<br>参加者数 106人 | C   | 各家庭の状況に応じた相談方法で対応し、子ども及び保護者に必要な支援を実施しました。あわせて、家庭における子どもの発達への関わり方や関係性の構築について、理解を促し、必要に応じて専門機関等の外部支援へつなぐなど、継続的な支援に努めました。                                                                                                                        | 維持            |                                                                                                                   |
| 148 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援 | 健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。<br>育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。<br>保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。                                                                                                                                                                                  | こども未来部     | こども保育課    | 保育園入園前の親子を対象に、園庭開放、子育て講座を実施します。                                                                                                                         | 園庭開放<br>週1回実施<br>子育て講座<br>年2回実施、35組                                                          | ①適宜実施<br>②療育支援事業<br>(年120日実施)                                                                 | C   | 園庭開放、子育て講座を実施する中で、健やかな発達に向けた母子支援に努めました。                                                                                                                                                                                                       | 維持            |                                                                                                                   |
| 149 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援 | 健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。<br>育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。<br>保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。                                                                                                                                                                                  | こども未来部     | こども家庭支援課  | 保護者等からの相談に応じて、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。子どもの発達に応じて専門機関へ情報提供や連携を図ります。                                                                                   | 随時実施                                                                                         | 随時実施                                                                                          | B   | 母子保健部門、児童福祉部門、発達関係課と公立の子育て支援センターが定例会にて、育てにくさを感じる保護者等の情報を共有し、連携しながら支援を行いました。必要時、専門機関に繋ぎ連携を図りました。                                                                                                                                               | 維持            |                                                                                                                   |
| 150 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ②早期療育体制の充実               | 発達の遅れが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。<br>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。<br>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。<br>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。                                                                                                                                                                      | こども未来部     | こども発達支援課  | ①窓口相談を実施することで、適切な支援へつなげます。<br>②早期療育のため療育等支援事業を実施します。                                                                                                    | ①適宜実施<br>②療育支援事業<br>(年144日開催)                                                                | ①適宜実施<br>②療育支援事業<br>(年120日実施)                                                                 | C   | 心理士・言語聴覚士等の専門職を配置し、保護者との丁寧な共有を通じて子どもへの理解促進に努めました。医療機関での支援が受けにくいという背景もあり、市実施事業へのニーズは高く、開催場所等の課題はあるものの、専門職と工夫しながら支援を継続して実施しました。                                                                                                                 | 維持            |                                                                                                                   |
| 151 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ②早期療育体制の充実               | 発達の遅れが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。<br>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。<br>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。<br>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。                                                                                                                                                                      | 福祉部        | 障がい福祉課    | 早期療育に向けて、児の発達状況や家族のニーズに合わせた障害福祉サービスの利用支援を行う。                                                                                                            | 相談があった際や新規手帳取得時等、療育をまだ受けていない場合は、こども発達支援課につなげ、障害福祉サービスの利用に向けた支援を行う。                           | 適宜実施                                                                                          | B   | 相談があった際や新規手帳取得時等、療育をまだ受けていない場合は、こども発達支援課につなげ、障害福祉サービスの利用に向けた支援を行いました。                                                                                                                                                                         | 維持            |                                                                                                                   |
| 152 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ②早期療育体制の充実               | 発達の遅れが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。<br>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。<br>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。<br>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。                                                                                                                                                                      | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①保育園・幼稚園を訪問し、年長児を中心に実態を把握したり、就学相談を行ったりする。<br>②各学校で「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、児童生徒の特性や成長の様子、必要な支援について、保護者・学校・関係機関等で共有したり、その支援や情報が引き継がれ、活用されたりするよう学校を支援する。 | ①備考欄に記入<br>②随時実施                                                                             | ①未就学児の保護者による相談件数 104件<br>②随時実施                                                                | C   | 保護者からの要望により、随時実施しました。                                                                                                                                                                                                                         | 維持            |                                                                                                                   |
| 153 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ②早期療育体制の充実               | 発達の遅れが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。<br>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。<br>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。<br>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。                                                                                                                                                                      | こども未来部     | こども家庭支援課  | 保護者等からの相談に応じて、医療や学校等と情報共有し、子どもの発達に応じて専門機関へ情報提供や連携を図ります。                                                                                                 | 随時実施                                                                                         | 随時実施                                                                                          | B   | 発達に関する相談に応じるとともに、必要時こども発達支援課や学校教育課などの関係課と連携を図り、早期療育に繋がるよう努めました。                                                                                                                                                                               | 維持            |                                                                                                                   |
| 154 | 74               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ②早期療育体制の充実               | 発達の遅れが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。<br>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。<br>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。<br>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。                                                                                                                                                                      | こども未来部     | こども保育課    | 在園児に発達の遅れや障がいのある子がいた場合、医療や学校等と情報共有し、子どもの発達に応じて専門機関へ情報提供や連携を図ります。<br>保育園・保護者・療育施設等と連携を図り、共通理解のもと成長・発達に応じた継続的な支援を行います。                                    | 随時実施                                                                                         | 適宜実施<br>君津園域医療的ケア児等支援協議会(協議会2回/年、防災部会3回/年)                                                    | C   | 保護者からの子どもの発達に関する相談をうけるとともに巡回相談を活用し、子どもの特性に応じた保育を実施し、必要に応じて関係機関へ繋ぎました。                                                                                                                                                                         | 維持            |                                                                                                                   |

第6次きさづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | フロン<br>ティア<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系             | 主要施策                      | 施策の概要                                                                                                                                                                                                                                                                     | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                                                                                                                                                                                       | 令和7年度目標値                                                                                 | 令和7年度実績値                                                                                                              | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                               | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由                                                                          |
|-----|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 155 | 74                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ②早期療育体制の充実                | 発達の違いが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。<br>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。<br>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。<br>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。                                                                                                                          | 健康づくり部     | 健康推進課     | 乳幼児健診等にて、発達の違いが疑われるお子さんに対し、関係県等と連携し、専門機関の受診や療育を早期に受けられるよう支援します。                                                                                                                                                                | 適時実施                                                                                     | 随時実施                                                                                                                  | C   | 毎月関係課と連携会議を行い、健診に来所予定で発達に心配があるお子さんの情報共有をしました。1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査にて、全受診者に対して発達スクリーニングを行い、早期療育につなげられるよう支援しました。                                           | 維持            | 乳幼児健診や教室を始め各相談事業において発育・発達に関する相談や不安を訴える保護者があり、引き続き関係課と情報共有しながら、早期療育につなげられるよう支援していくことが必要です。 |
| 156 | 74                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ③一貫した支援体制の実施              | 「ライフサポートファイル(クローバー)」を希望する人に配布し、生活の質の向上を目指します。                                                                                                                                                                                                                             | こども未来部     | こども発達支援課  | 保護者をはじめ、保育、教育、療育の各部門においてライフサポートファイルの活用を推進します。                                                                                                                                                                                  | 随時実施                                                                                     | 随時実施                                                                                                                  | C   | 見直し検討を踏まえライフサポートファイルの活用を継続するとともに、転出時にも活用し、子どもの成長や支援経過を継続的に把握できるよう運用しました。                                                                                | 維持            |                                                                                           |
| 157 | 74                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ③一貫した支援体制の実施              | 「ライフサポートファイル(クローバー)」を希望する人に配布し、生活の質の向上を目指します。                                                                                                                                                                                                                             | 福祉部        | 障がい福祉課    | ①新規手帳交付時や希望者に対し、市ホームページや窓口にてライフサポートファイルを配布する。<br>②こども発達支援課や地域自立支援協議会こども部会と協働し、活用方法を検討し、利用者拡大を目指す。                                                                                                                              | ①随時配布<br>②ライフサポートファイル配布や活用方法等について検討する。                                                   | ①随時配布した。<br>②ライフサポートファイル配布や活用方法等について検討した。                                                                             | B   | 相談支援専門員及び居宅型児童発達支援事業所と連携をし、退院後からスムーズに支援が受けられるよう努めました。                                                                                                   | 維持            |                                                                                           |
| 158 | 74                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ④居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援  | 重度の障がいなどにより外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。                                                                                                                                                                                                      | こども未来部     | こども発達支援課  | 居宅訪問型児童発達支援が円滑に導入できるよう関係機関と連携しながら対応します。                                                                                                                                                                                        | 適宜実施                                                                                     | 適宜実施                                                                                                                  | C   | 医療機関等と連携し、退院にあわせて支援の調整を行いました。また、地域移行のタイミングに応じて、無理なく地域での支援へつながるよう努めました。                                                                                  | 維持            |                                                                                           |
| 159 | 74                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ④居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援  | 重度の障がいなどにより外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。                                                                                                                                                                                                      | 福祉部        | 障がい福祉課    | 重度障がいなどにより通所事業を利用することが困難な児に対し、居宅訪問型児童発達支援事業を提供する。                                                                                                                                                                              | 居宅訪問型児童発達支援事業 実12人/月                                                                     | 居宅訪問型児童発達支援事業 実17人/月                                                                                                  | B   | 新規手帳取得時や相談があった際に、こども発達支援課につなげる事で、居宅訪問型児童発達支援事業の利用に向けた支援を行いました。                                                                                          | 維持            |                                                                                           |
| 160 | 74                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (1)障がいの早期発見・早期療育の推進 | ④居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援  | 重度の障がいなどにより外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。                                                                                                                                                                                                      | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会こども部会において、居宅訪問型児童発達支援を受けている医療的ケア児等が安心して暮らせるよう支援策などを検討する。                                                                                                                                                              | 適宜実施                                                                                     | 適宜実施                                                                                                                  | B   | 保護者の希望に基づき、こども発達支援課および相談支援専門員が連携し、退院前カンファレンス等を通じて支援内容の調整を行いました。その結果、退院直後から居宅訪問型児童発達支援を円滑に開始できる体制を整えました。あわせて、こども部会において関係委員間で情報共有を行い、地域としての支援体制の確認を図りました。 | 維持            |                                                                                           |
| 161 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ①就学・教育相談体制の充実             | 保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。                                                                                                                                                                                                                          | こども未来部     | こども発達支援課  | ①就学前児童に対し、言語検査を実施し、継続支援の必要な児童については、幼児言語教室の利用をすすめます。<br>②幼児言語教室の支援内容が生かせるよう就学先への引継ぎを行います。                                                                                                                                       | ①幼児言語教室<br>言語検査実施数<br>(市内在住5歳児全数)<br>②適時実施                                               | ①幼児言語教室<br>言語検査実施数<br>(1023人)<br>②適時実施                                                                                | C   | 市内の園を訪問し、言語検査を実施しました。欠席や市外園に通う児にも随時来所により実施し、課題がある児には支援につなげました。就学予定校には、保護者同意のもと引継ぎを行い、連携した支援に努めました。                                                      | 維持            |                                                                                           |
| 162 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ①就学・教育相談体制の充実             | 保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。                                                                                                                                                                                                                          | こども未来部     | こども保育課    | 保育園では就学に向け個別の支援が必要な場合、保護者への働きかけを行い就学相談につなげ、小学校との連携を図ります。<br>保育園・幼稚園から必要に応じた就学支援計画を小学校へ引き継ぎます。                                                                                                                                  | 随時実施                                                                                     | 適宜実施<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会(協議会2回/年、防災部会3回/年)                                                                            | B   | 子どもの状況に応じて就学相談をすすめるなど就学後に児童が困らないよう個別支援計画や要録等を活用して学校との引継ぎを行いました。                                                                                         | 維持            |                                                                                           |
| 163 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ①就学・教育相談体制の充実             | 保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。                                                                                                                                                                                                                          | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①必要に応じて、保育園・幼稚園からの就学支援計画を小学校へ引き継ぐ。<br>②支援に係る情報を、個人情報に配慮しながら、各学校、保育園・幼稚園、「こども発達支援課」等と共有するなど、連携を図る。                                                                                                                              | ①備考欄に記入<br>②随時実施                                                                         | ①就学支援計画の引継ぎ件数80件<br>②随時実施                                                                                             | C   | 保護者からの相談を受け、要望があった場合は入学予定校を訪問し、対面での引き継ぎを実施しました。                                                                                                         | 維持            |                                                                                           |
| 164 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ①就学・教育相談体制の充実             | 保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。                                                                                                                                                                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課    | 必要に応じて特別支援学校や学校教育課、こども保育課などと連携し、就学や進路等がスムーズに行えるよう支援する。                                                                                                                                                                         | 適宜実施                                                                                     | 担当課と適宜連携を図った。                                                                                                         | B   | 特別支援学校高等部の進路相談や関係各課や相談支援事業所等と必要時連携を図り、支援を行いました。                                                                                                         | 維持            |                                                                                           |
| 165 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ②障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供  | 特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。                                                                                                                                                                                                                                       | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①就学支援委員会を設置し、医師の相談や就学相談等により就学先について協議し、ひとりひとりに適した教育の場を提供していくよう努める。<br>②学校と外部機関(特別支援学校等)の連携を促進する。                                                                                                                                | ①備考欄に記入<br>②各学校へ外部機関を周知したり、連携を進めるための助言をしたりする。                                            | ①就学支援委員会審議件数未就学 73人<br>小学生120人<br>中学生 2人<br>②各学校へ外部機関の周知や連携を進めるための助言を実施                                               | C   | 保護者からの要望により、在籍校や在籍園、関係機関と連携をとりながら随時実施しました。                                                                                                              | 維持            |                                                                                           |
| 166 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ③特別支援教育の推進                | 通常学級に在籍するLDやADHD、HAなどの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST(スクールサポートティーチャー)※などを配置し、多様なニーズに適切な支援を図ります。<br>個々の特性に応じた学習方法として、タブレットをはじめICTを活用し、多様なニーズに対応していきます。<br>身体に障がいのある子どもや医療的ケア児などに対し、特別支援教育支援員や医療的ケア看護師を配置し、移動、介助など一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。 | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①スクール・サポート・ティーチャーを配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、個別的指導・支援を行う。<br>②巡回相談(事例検討会)、特別支援連携協議会を定期的に実施し、特別支援教育体制の充実を図る。<br>③特別支援教育支援員を配置し、児童生徒の実態に応じて移動、介助等の支援を行う。<br>④医療的ケアの必要な児童生徒に対しては、医療的ケア看護師(学校看護師)を配置し、対象児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう支援する。 | ①小学校18校にスクール・サポート・ティーチャー27名を配置<br>②巡回相談(事例検討会)<br>②学校からの要望に応じて随時実施<br>③備考欄に記入<br>④備考欄に記入 | ①小学校18校と中学校5校にスクール・サポート・ティーチャー28名を配置<br>②学校からの要望に応じて随時実施<br>③小学校10校に特別支援教育支援員12名を配置<br>④該当児童に対して、医療的ケア看護師(学校看護師)を1名配置 | C   | 特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握に努め、SST・特別支援教育支援員・医療的ケア看護師を適切に配置しました。                                                                                               | 維持            |                                                                                           |
| 167 | 75                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ④「障がい」に関する教職員研修の充実        | 発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                                | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①各学校において、複数名の特別支援教育コーディネーターを配置することを依頼する。<br>②特別支援教育コーディネーター研修会を教育委員会主催で開催し、教職員のさらなる意識の向上を図る。                                                                                                                                   | ①全小中学校において複数名の配置<br>②特別支援教育コーディネーター研修会を2回開催                                              | ①全小中学校において複数名の配置<br>②特別支援教育コーディネーター研修会を2回実施                                                                           | C   | 特別支援教育コーディネーター研修会をオンライン開催にしたことで、1つの学校から複数名の参加が図りました。                                                                                                    | 維持            |                                                                                           |
| 168 | 76                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。                                                                                                                                                                                                     | こども未来部     | こども発達支援課  | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりについて、こども部会等を活用しながら調査研究を実施します。                                                                                                                                                                             | 適宜実施                                                                                     | 適宜実施                                                                                                                  | C   | 地域自立支援協議会こども部会等において、地域における連携のあり方について検討を行いました。個別支援会議の実施等を通じて関係機関間の連携強化を図り、適切な情報共有に努めました。                                                                 | 維持            |                                                                                           |
| 169 | 76                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。                                                                                                                                                                                                     | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | ①各学校に対し、障がいのある児童生徒の放課後の過ごし方について、保護者との連絡を密にし、適切に対応するように指導する。<br>②相談等があった場合に、放課後デイサービス、および関係課、関係機関等の紹介を行う。                                                                                                                       | ①随時実施<br>②随時実施                                                                           | ①随時実施<br>②随時実施                                                                                                        | C   | 保護者から相談等があった場合に、放課後デイサービス、および関係課、関係機関等の紹介を随時行いました。                                                                                                      | 維持            |                                                                                           |
| 170 | 76                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。                                                                                                                                                                                                     | こども未来部     | こども家庭支援課  | 保護者等からの相談に応じて、関係機関と情報共有し協働で対応します。                                                                                                                                                                                              | 随時実施                                                                                     | 随時実施                                                                                                                  | B   | 保護者等からの相談に応じ、療育が必要な場合は関係課や関係機関と連携を図りました。                                                                                                                | 維持            |                                                                                           |
| 171 | 76                | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実  | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。                                                                                                                                                                                                     | こども未来部     | こども保育課    | 在園児の障がいのある子どもについて、相談等があった場合に、関係機関と情報共有し協働で対応します。                                                                                                                                                                               | 随時実施                                                                                     | 随時実施                                                                                                                  | B   | 障害の有無に関わらず、放課後児童クラブを希望する児童が利用できるよう経済的支援を行いました。                                                                                                          | 維持            |                                                                                           |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>番号<br>ページ | 基本施策               | 関連施策の体系            | 主要施策                      | 施策の概要                                                                                                                              | 実施部署及び連携機関 | 具体的な取組内容  | 令和7年度目標値                                                                                                                             | 令和7年度実績値                                                            | 達成度                                        | 令和7年度実施結果                                                              | 次期計画への<br>方向性                                                                                                          | 次期計画への方向性で選択した理由 |  |
|-----|------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|
| 172 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。                                                              | 福祉部        | 障がい福祉課    | 子どもの障がいの程度や状況、ニーズに合わせてサービスを提供する。<br>①児童発達支援<br>実260人/月<br>②放課後等デイサービス<br>実310人/月<br>③保育所等訪問支援<br>実22人/月                              | ①児童発達支援<br>実312人/月<br>②放課後等デイサービス<br>実416人/月<br>③保育所等訪問支援<br>実33人/月 | A                                          | 新規手帳取得時や相談があった際に、こども発達支援課につなげる事で、障がいを持つ就学児童が放課後等にも継続して支援を受けられるよう努めました。 | 維持                                                                                                                     |                  |  |
| 173 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。                                                              | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会こども部会において療育支援や居場所づくりのあり方など支援策を検討する。                                                                                         | ライフサポートファイル配布や活用方法等について検討する。                                        | ライフサポートファイル配布や活用方法等について検討した。               | B                                                                      | 支援先に関する情報を把握するためのツールの一つとして、ライフサポートファイルの活用について共通認識を図りました。                                                               | 維持               |  |
| 174 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及び学校との連携を推進します。                                                                                       | こども未来部     | こども発達支援課  | ①サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修会を開催します。<br>②支援方針を検討・共有するための関係者会議を適宜実施します。                                                         | ①研修会(年1回開催)<br>②適宜実施                                                | ①研修会(年3回実施)<br>②適宜実施                       | C                                                                      | 児童発達支援センターの中核機能を活用し、児童通所支援事業所間での情報共有や研修を継続して実施しました。あわせて、学校との連携強化を図るため、顔の見える関係性の構築を目的とした研修を実施し、関係機関間の連携促進に努めました。        | 維持               |  |
| 175 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及び学校との連携を推進します。                                                                                       | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | 保育所等訪問支援等の事業を周知する機会を設ける。                                                                                                             | 教育と福祉の一層の連携について周知する機会を設ける。                                          | 教育と福祉の一層の連携について校長会や特別支援教育コーディネーター研修会で実施    | C                                                                      | 教育と福祉の一層の連携について校長会や特別支援教育コーディネーター研修会にて周知しました。                                                                          | 維持               |  |
| 176 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及び学校との連携を推進します。                                                                                       | 福祉部        | 障がい福祉課    | こども発達支援課や地域自立支援協議会こども部会と協働して関係機関等との連携づくりを推進する。                                                                                       | ケース対応を通じて事業者等と適宜連携を図る。                                              | ケース対応を通じて事業者等と適宜連携を図った。                    | B                                                                      | こども発達支援課と共同し、事業者等と連携を図りました。                                                                                            | 維持               |  |
| 177 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及び学校との連携を推進します。                                                                                       | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会こども部会を中心として、こども発達支援課や障がい福祉課と協働し関係機関等との連携づくりを推進する。                                                                           | 適宜実施                                                                | 適宜実施                                       | B                                                                      | こども部会において、部会員同士で横のつながりを構築し、顔の見える関係づくりに取り組み、その関係性を地域へ広げるよう努めました。                                                        | 維持               |  |
| 178 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会の設置により、関係機関との連携を推進します。                                                                | こども未来部     | こども発達支援課  | ①子どもとその保護者のニーズにあわせた受け入れ体制が実現できるよう、関係機関との調整を図ります。<br>②君津圏域医療的ケア児等支援協議会委員として、課題解決に向けた協議をします。                                           | 適宜実施                                                                | 適宜実施<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会(協議会2回/年、防災部会3回/年) | C                                                                      | 支援者が医療的ケア児等への支援について基礎的な理解の促進を図りました。災害時に備え、関係機関と連携しながら、個別避難計画の作成を進めました。                                                 | 維持               |  |
| 179 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会の設置により、関係機関との連携を推進します。                                                                | こども未来部     | こども保育課    | 集団生活が可能と判断された重度心身障がいのある子どもを医療的ケア看護師のいるわかば保育園での受け入れを行います。                                                                             | 随時実施                                                                | 随時実施                                       | B                                                                      | 重度心身障がい児および医療的ケア児に対する保育ニーズに対応するため、看護師の配置等、体制整備を進めました。                                                                  | 維持               |  |
| 180 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会の設置により、関係機関との連携を推進します。                                                                | 教育部・教育機関   | 学校教育課     | 児童生徒の実態及び保護者のニーズを十分に把握した上で、切れ目ない支援を受けられる学びの場について情報を提供し、適切な就学につなげる。                                                                   | 丁寧な就学相談を重ね、適切な就学につなげた。                                              | 丁寧な就学相談を実施<br>3名の重度心身障がいのある子どもの就学相談を実施     | C                                                                      | 3名の重度心身障がいのある子どもの就学相談を実施しました。                                                                                          | 維持               |  |
| 181 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会の設置により、関係機関との連携を推進します。                                                                | 福祉部        | 障がい福祉課    | こども発達支援課や地域自立支援協議会こども部会と協働して、君津圏域医療的ケア児等支援協議会での協議内容を共有するとともに関係機関等との連携づくりを推進する。                                                       | 適宜実施                                                                | 適宜実施                                       | B                                                                      | 重度心身障がいのある子どもに合ったサービスを提供しました。<br>また、君津圏域医療的ケア児等支援協議会で関係機関との協議を行ないました。                                                  | 維持               |  |
| 182 | 76               | 5 健やかな成長を支援するまちづくり | (2)誰でも受けやすい教育環境の充実 | ⑤障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実 | 重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。<br>君津圏域医療的ケア児等支援協議会の設置により、関係機関との連携を推進します。                                                                | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域自立支援協議会こども部会を中心として、こども発達支援課や障がい福祉課と協働するとともに、君津圏域医療的ケア児等支援協議会での活動内容と連動していく。                                                         | 適宜実施                                                                | 適宜実施                                       | B                                                                      | 君津圏域医療的ケア児等支援協議会で検討された内容について、こども部会へ共有を行い、課題や取組について検討しました。<br>また、両協議会の内容が連動して検討できるよう体制づくりに努めました。                        | 維持               |  |
| 183 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ①窓口サービスの充実                | 障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図ります。<br>ファックスやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。<br>相談窓口のスキルアップを目指し、障がい特性の知識など専門性向上を図ります。       | 福祉部        | 障がい福祉課    | 柔軟な窓口対応や本人や家族などに寄り添った相談支援を行う。また、県研修に参加するなど、知識習得に努める。<br>①窓口対応や相談支援の実施<br>②各種研修会への参加                                                  | ①適宜実施<br>②14人                                                       | ①担当業務を障がい別に分けて対応した。<br>②各種研修会への参加人数6人      | B                                                                      | ①障がい別に担当者を分け、きめ細やかな対応を心がけました。また、相談にあたっては、電話や訪問だけでなく手話通訳者等も活用するなど相談者の状況に応じて対応しました。<br>②各種研修会に参加し、障がい特性の知識など専門性向上を図りました。 | 維持               |  |
| 184 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ②総合的な相談体制の整備              | 障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関などと連携し、「ワンストップ相談」体制を整えます。                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課    | 基幹相談支援センターによる障がいに関する総合的及び専門的な相談支援を行うため、人員を確保する。                                                                                      | 基幹相談支援センター人員6人                                                      | 基幹相談支援センター人員6人                             | C                                                                      | 基幹相談支援センターを設置し、障がいに関する総合的及び専門的な相談支援を行いました。                                                                             | 維持               |  |
| 185 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ②総合的な相談体制の整備              | 障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関などと連携し、「ワンストップ相談」体制を整えます。                                                               | 福祉部        | 福祉相談課     | 障がい福祉課や関係機関と連携をとり、本人や家族からの相談に応じ、支援を行う。(再掲)                                                                                           | 新規相談件数200件                                                          | 新規相談件数189件                                 | B                                                                      | 県等が開催する研修に参加し、知見を高めるほか地域の社会資源の把握などに努め、様々な相談に対応できるよう取り組みました。                                                            | 維持               |  |
| 186 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ②総合的な相談体制の整備              | 18歳までの発達に課題のある子どもやその家族からの相談を行います。                                                                                                  | こども未来部     | こども発達支援課  | 18歳までの発達に課題のある子どもとその保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて適切な機関につなぎます。                                                                             | 随時実施                                                                | 随時実施                                       | C                                                                      | 窓口相談から支援につなげ、支援開始後も関係者からの相談に継続的に対応しました。ライフステージに応じて、関係機関との連携強化に努めました。                                                   | 維持               |  |
| 187 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ②総合的な相談体制の整備              | 基幹相談支援センターの機能を強化し、地域における中核的な役割を担います。                                                                                               | 福祉部        | 障がい福祉課    | 障がい者やその家族の総合相談窓口として、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業所への指導及び個別支援会議を開催し、情報共有や事例検討等を通じ対応力の向上を図る。<br>①基幹相談支援センター相談件数<br>②相談支援事業所への指導件数<br>③個別支援会議開催回数 | ①950件<br>②80件<br>③12回                                               | ①1,855件<br>②177件<br>③12回                   | C                                                                      | 障がい者やその家族の総合相談窓口として、総合的・専門的な相談支援や、個別支援会議等で相談支援事業所への助言及び研修を行いました。<br>県研修等に参加し、知識習得に努めました。                               | 維持               |  |
| 188 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ②総合的な相談体制の整備              | 委託相談支援事業所において、障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行います。                                                                   | 福祉部        | 障がい福祉課    | 委託している相談支援事業所による障害者等相談支援事業を実施する。<br>①委託事業所数<br>②相談件数                                                                                 | ①5箇所<br>②相談件数 2,500件                                                | ①5箇所<br>②相談件数 3,054件                       | A                                                                      | 委託先の5事業所による障がい者やその家族から相談を受け、障害福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援に努めました。                                              | 維持               |  |
| 189 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり   | (1)相談体制、情報提供体制の充実  | ③障害者相談員活動の充実              | 身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。<br>権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員、地域相談員や社会福祉協議会と連携します。<br>障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。 | 福祉部        | 障がい福祉課    | 基幹相談センター内に精神保健福祉相談員や聴覚障害者相談員を配置し、対応にあたるとともに、必要に応じて各種相談員等と情報共有や連携をしながら相談支援を行う。                                                        | 基幹相談支援センター相談件数 951件                                                 | 基幹相談支援センター相談件数 1,855件                      | A                                                                      | 各障害者相談員による相談活動を行い障がい者の不安軽減等に努めました。                                                                                     | 維持               |  |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>番号<br>ページ | 基本施策             | 関連施策の体系                   | 主要施策                           | 施策の概要                                                                                                                              | 実施部署及び連携機関 |            | 具体的な取組内容                                                                                                                                                  | 令和7年度目標値                                                                                                         | 令和7年度実績値                                                                                                         | 達成度 | 令和7年度実施結果                                                                                                                                                     | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由 |
|-----|------------------|------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------|
| 190 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ③障害者相談員活動の充実                   | 身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。<br>権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員、地域相談員や社会福祉協議会と連携します。<br>障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。 | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会    | 重層的支援体制整備事業において実施した支援会議(支援調整会議)や関係機関連絡会において、関係する相談支援事業所にも参加してもらい、個別事案に関する支援方針の検討や支援活動に必要な情報共有を行った。                                                        | ・連絡会…2回<br>※重層的支援会議及び支援会議は必要に応じて開催                                                                               | 支援会議12回参加                                                                                                        | A   | 相談があった事案に対して関係各課、関係機関と情報の共有、検討を行いました。                                                                                                                         | 維持            |                  |
| 191 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ③障害者相談員活動の充実                   | 事業者、関係機関と連携して、相談支援専門員の対応力向上のための研修などを行います。                                                                                          | 福祉部        | 障がい福祉課     | 相談支援事業所への指導及び個別支援会議を開催し、情報共有や事例検討等を通じ対応力の向上を図る。<br>①相談支援事業所への指導件数<br>②個別支援会議開催回数                                                                          | ①80件<br>②12回                                                                                                     | ①177件<br>②12回                                                                                                    | B   | ①主にケース対応を通じて、指導を実施しました。<br>②月1回個別支援会議を行い、ケース検討と相談支援員に必要な知識の普及を行いました。                                                                                          | 維持            |                  |
| 192 | 77               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ③障害者相談員活動の充実                   | 事業者、関係機関と連携して、相談支援専門員の対応力向上のための研修などを行います。                                                                                          | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会    | 重層的支援体制整備事業において相談援助職スキルアップ研修会を開催し、「相談援助職に求められる面接技術と記録の書き方」をテーマに講義や演習を行い、参加者の資質向上を図った。                                                                     | 未定                                                                                                               | 連絡会1回<br>CSW養成研修開催                                                                                               | B   | 住まいに不安を感じている方々への支援を強化するために福祉関係機関だけではなく一般の不動産関係機関にも参加していただき令和7年施行される「住宅セーフティネット法」についての研修会を開催しました。                                                              | 維持            |                  |
| 193 | 78               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ④民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化         | 障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。                                                            | 福祉部        | 福祉相談課      | 民生委員児童委員協議会地区会長会議(月1回)に担当職員が出席し、民生委員との情報共有及び連携強化を図りました。                                                                                                   | 毎月出席(計12回)                                                                                                       | 毎月出席(計12回)                                                                                                       | B   | 地区会長会議に出席し、市からの周知事項や調査への協力依頼を行う他、地区会長からの相談や依頼に対応し、随時協力・連携しながら取り組みました。                                                                                         | 維持            |                  |
| 194 | 78               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ④民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化         | 障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。                                                            | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会    | 心配ごと相談所における相談員(民生委員等)に対して、君津4市の心配ごと相談所研修会及び木更津市社協主催の研修会へ参加してもらい、相談援助技術の向上を図った。<br>また、民生委員には、相談技法の知識向上を図る為、千葉県民児協主催の相談技法研修会への参加を促すと共に、民生委員と連携を図り、各種相談に応じた。 | 君津4市心配ごと相談研修会…1回<br>心配ごと相談所相談員研修会…1回                                                                             | 君津4市心配ごと相談研修会…1回<br>心配ごと相談所相談員研修会…1回                                                                             | A   | 心配ごと相談所における相談員(民生委員等)に対して、君津4市の心配ごと相談所研修会及び木更津市社協主催の研修会へ参加してもらい、相談援助技術の向上を図りました。<br>また、民生委員には、相談技法の知識向上を図る為、千葉県民児協主催の相談技法研修会への参加を促すと共に、民生委員と連携を図り、各種相談に応じました。 | 維持            |                  |
| 195 | 78               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ⑤日中活動体制の構築                     | 日中活動を通じ、障がいのある人の社会生活が向上できるように支援します。                                                                                                | 福祉部        | 障がい福祉課     | 本人の状況やニーズに合わせた日中活動の場を提供する。<br>①生活介護<br>②自立訓練(機能訓練)<br>③自立訓練(生活訓練)<br>④地域活動支援センター(Ⅰ型)<br>⑤地域活動支援センター(Ⅱ型)<br>⑥地域活動支援センター(Ⅲ型)                                | ①生活介護<br>実338人/月<br>②自立訓練(機能訓練)<br>実16人/月<br>③自立訓練(生活訓練)<br>実4人/月<br>④地域活動支援センターⅠ型延35人/月<br>Ⅱ型延0人/月<br>Ⅲ型延242人/月 | ①生活介護<br>実329人/月<br>②自立訓練(機能訓練)<br>実13人/月<br>③自立訓練(生活訓練)<br>実6人/月<br>④地域活動支援センターⅠ型延18人/月<br>Ⅱ型延0人/月<br>Ⅲ型延233人/月 | B   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービスを提供し、日中活動の充実に努めました。                                                                                                                        | 維持            |                  |
| 196 | 78               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ⑥計画相談支援の充実                     | 相談支援事業所を確保し、セルフプランの解消に努めます。                                                                                                        | 福祉部        | 障がい福祉課     | 相談支援従事者研修の地域実習の受け入れを行い、市内の相談支援事業所の確保に努める。                                                                                                                 | 相談支援事業所数10箇所                                                                                                     | 相談支援事業所数9箇所                                                                                                      | D   | 目標には達しませんでした。相談支援専門員の増加のため業務の理解と周知に努めました。                                                                                                                     | 維持            |                  |
| 197 | 78               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ⑦難病に関する相談支援体制の充実               | 難病に関する相談支援、医療機関などに関する情報提供及び就労支援の充実を図ります。                                                                                           | 福祉部        | 障がい福祉課     | 難病に関する相談に応じ、その人の状況やニーズに合わせた障がい福祉サービスを提供する。                                                                                                                | 適宜実施                                                                                                             | 適宜必要なサービスを提供しました。                                                                                                | B   | 当事者の状況やニーズに合わせたサービス提供に努めました。                                                                                                                                  | 維持            |                  |
| 198 | 78               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (1)相談体制、情報提供体制の充実         | ⑦難病に関する相談支援体制の充実               | 難病に関する相談支援、医療機関などに関する情報提供及び就労支援の充実を図ります。                                                                                           | 君津健康福祉センター | 君津健康福祉センター | ①難病患者及びその家族に対し、医療及び療養生活に係る窓口相談を行い、疾病等に対する不安の解消と潜在患者の早期発見に努める。<br>②保健師等による医療、療養生活等に関する相談、指導等を行う。                                                           | ①継続実施<br>②継続実施                                                                                                   | ①継続実施<br>②継続実施                                                                                                   | C   | ①難病患者及びその家族に対し、医療及び療養生活に係る窓口相談を行い、疾病等に対する不安の解消と潜在患者の早期発見に努めました。<br>②保健師等による医療、療養生活等に関する相談、指導等を行いました。                                                          | 維持            |                  |
| 199 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | 保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークを充実します。                                                                          | 福祉部        | 福祉相談課      | 市社協と連携し、コミュニティソーシャルワーク事業の充実に努め、市社協のネットワークを活用して、各事業者等への連携を促進する。(再掲)                                                                                        | 常時連携                                                                                                             | 常時連携                                                                                                             | B   | 重層的支援隊整備事業の多機関連携事業において、複合的な課題があるケースに対しては幅広い関係機関が連携し、課題共有や役割分担を行っています。また関係機関の顔の見える関係を作れるような場作りにも取り組みました。                                                       | 維持            |                  |
| 200 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | 地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・自治会などのネットワークづくりを推進します。                                                                                       | 福祉部        | 福祉相談課      | 市社協と連携し、コミュニティソーシャルワーク事業の充実に努め、市社協のネットワークを活用して、各事業者等への連携を促進する。(再掲)                                                                                        | 常時連携                                                                                                             | 常時連携                                                                                                             | B   | 課題解決に向け、報告・連絡・相談を実施し、常時連携して取り組みました。                                                                                                                           | 維持            |                  |
| 201 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | 地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・自治会などのネットワークづくりを推進します。                                                                                       | 社会福祉協議会    | 社会福祉協議会    | ①地区社協活動推進連絡会や②地区民生委員児童委員協議会定例会を通じて、障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりを推進した。                                                                                       | ①2回②各地区月1回                                                                                                       | ①2回②各地区月1回                                                                                                       | B   | ①地区社協活動推進連絡会や②地区民生委員児童委員協議会定例会を通じて、障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりを推進しました。                                                                                         | 維持            |                  |
| 202 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | 多様な市民ボランティア活動、NPO活動、自助グループ※による活動が地域資源活用につながり、ネットワークづくりを推進します。                                                                      | 市民協働部      | 市民活動支援課    | 市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」にて、団体交流会やコミュニケーションフェ等を開催し、市民や団体相互の交流を図る。                                                                                             | 団体交流会年1回<br>コミュニケーションフェ月5回                                                                                       | 団体交流会年1回<br>コミュニケーションフェ月5回<br>市民協働事業等年10回                                                                        | B   | 「市民活動を継続していくために」や「地域課題」をテーマにした登録団体向けの交流会を開催し、共通の悩みを共有、解決方法を話し合うことで団体同士の交流を促進しました。また、社会福祉協議会や中部地域包括センターと連携を取りながら、関係機関相互のネットワークづくりを図りました。                       | 維持            |                  |
| 203 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | 地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、ハローワークなど多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。                 | 福祉部        | 障がい福祉課     | 地域自立支援協議会の各支部の活動を通じ、様々な分野に所属している委員と情報共有や連携を図る。                                                                                                            | 適宜実施                                                                                                             | 適宜情報共有や連携を行った。                                                                                                   | B   | 地域自立支援協議会の各専門部会や個別支援会議などを通じて、関係機関との連携強化に努めました。                                                                                                                | 維持            |                  |
| 204 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | 地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、ハローワークなど多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。                 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会の各支部の活動を通じ、様々な分野に所属している委員と情報共有や連携を図る。                                                                                                            | 適宜実施                                                                                                             | 適宜情報共有や連携を行った。                                                                                                   | B   | 自立支援協議会各専門部会や個別支援会議を開催し、関係機関との連携強化に努めました。                                                                                                                     | 維持            |                  |
| 205 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ②総合的なマネジメント機能の確立               | 市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント機能を有する体制の確立を目指します。                             | 福祉部        | 障がい福祉課     | 障がいのある人が安心して生活を送ることができる基幹相談支援センターを中心として、地域自立支援協議会、相談支援専門員や関係機関と連携を図る。                                                                                     | 適宜実施                                                                                                             | 適宜連携を図った。                                                                                                        | B   | 基幹相談支援センターを中心に障がい者の総合支援を行い、地域課題の解決を図りました。                                                                                                                     | 維持            |                  |
| 206 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ②総合的なマネジメント機能の確立               | 市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント機能を有する体制の確立を目指します。                             | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会  | 障がいのある人が安心して生活を送ることができる障がい福祉課と協働し、支援体制のあり方を検討する。                                                                                                          | 適宜実施                                                                                                             | 月1回実施                                                                                                            | B   | 個別支援会議を開催し、研修会、ケース検討、情報交換等を通じ、ケース対応力の向上に努めました。                                                                                                                | 維持            |                  |

第6次きさらづ障がい者プラン 令和7年度実績報告

| No  | プラン<br>該当<br>ページ | 基本施策             | 関連施策の体系                   | 主要施策                   | 施策の概要                                                                                        | 実施部署及び連携機関 |           | 具体的な取組内容                                                     | 令和7年度目標値            | 令和7年度実績値                | 達成度 | 令和7年度実施結果                                          | 次期計画への<br>方向性 | 次期計画への方向性で選択した理由 |
|-----|------------------|------------------|---------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|--------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------|-----|----------------------------------------------------|---------------|------------------|
| 207 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ③地域生活支援拠点等整備事業         | 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実を図ります。 | 福祉部        | 障がい福祉課    | 地域全体で支えるサービス体制の充実を図るため、より多くの地域生活支援拠点の登録事業所の協力が得られるよう働きかけを行う。 | 地域生活支援拠点登録事業所数 59箇所 | 地域生活支援拠点登録事業所数 63箇所     | B   | 未登録の事業所及び新規開設した事業所に対し、登録依頼を実施し、新たに6事業所の登録がありました。   | 維持            |                  |
| 208 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ③地域生活支援拠点等整備事業         | 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実を図ります。 | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 地域全体で支えるサービス体制の充実を図るため、障がい福祉課と協働し、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けての検討を行う。 | 適宜実施                | 先進的な取組を行っている市を招き、研修会を実施 | B   | 居住支援部会において、先進的な取組を実施している市を招き、研修会を実施しました。           | 維持            |                  |
| 209 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ④障がい福祉を支える人材の確保・育成及び定着 | 福祉人材の確保・育成及び定着率向上のため、研修などを行い、相談支援専門員の育成や対応力向上を図ります。                                          | 福祉部        | 障がい福祉課    | 相談支援従事者研修地域実習の受け入れを行い、福祉人材の確保に努める。                           | 初任者研修10人<br>現任者研修5人 | 初任者研修10人<br>現任者研修2人     | C   | 募集を行ったものの、参加人数は目標に達していなかったものの、育成や対応力向上を図ることができました。 | 維持            |                  |
| 210 | 79               | 6 総合的な支援のあるまちづくり | (2)関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充 | ④障がい福祉を支える人材の確保・育成及び定着 | 福祉人材の確保・育成及び定着率向上のため、研修などを行い、相談支援専門員の育成や対応力向上を図ります。                                          | 地域自立支援協議会  | 地域自立支援協議会 | 相談支援従事者研修地域実習の協力を行い、福祉人材の確保に努める。                             | 初任者研修10人<br>現任者研修5人 | 初任者研修10人<br>現任者研修2人     | C   | 研修の中で、相談支援専門員に必要な対応力向上を図りました。                      | 維持            |                  |